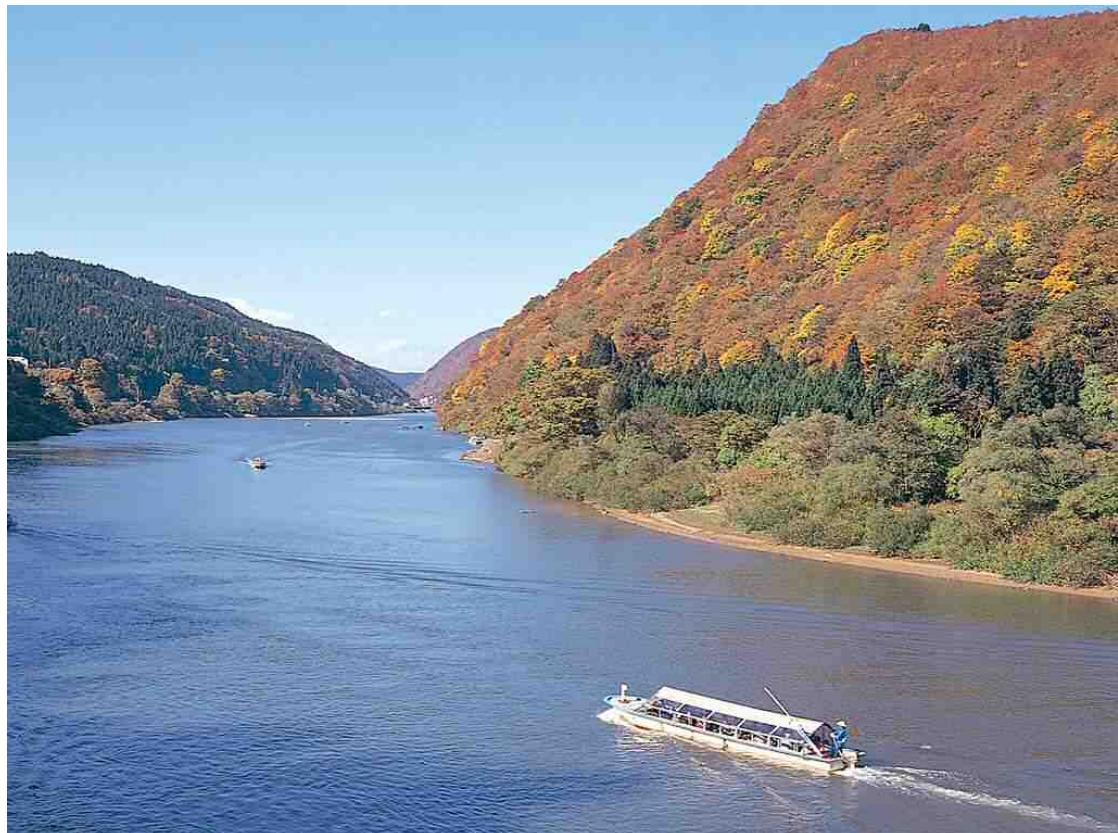


# 第5次山形県生涯学習振興計画

「一人ひとりの個性が奏でる輝く山形の未来を拓く生涯学習」

～ 自立・協働・創造 ～



県内 4 つの地域をつなぐ、母なる川「最上川」

平成 30 年 3 月  
山形県

## 山形県民の歌

# 最上川

昭和天皇 御製  
島崎赤太郎 作曲

♩ = 76 堂々とよどみなく

ひろ一き野をなが一れゆ一けどもも

がみが一わもがみが一わうみ一に入

るまでにご一らざりけりにごらざりけり

### 山形県民の歌の由来

この歌は、昭和天皇が、大正 14 年に山形県においてになられてご覧になった「最上川」の様子を、その翌 15 年の「歌会始(うたかいはじめ)」においてお読みになられたものです。

昭和 5 年にいたって、宮内庁の許可を得て、東京音楽学校(現在の東京芸術大学)の島崎赤太郎教授が作曲し、以来、県民に親しまれてきました。

その後、昭和 57 年 3 月 31 日「山形県民の歌」に制定されました。

ごあいさつ

「第5次山形県生涯学習振興計画」の策定にあたって



本県では、これまで第4次山形県生涯学習振興計画に基づき、一人ひとりの生きがいや潤いのある生活の実現をめざして、生涯学習振興のための施策を実施してまいりました。現在では、地域の特色を生かした住民主体の講座等が開かれ、県民の生涯学習活動も個人の興味関心に基づく段階から、社会の要請にこたえうるものになってきました。また、先人が培ってきた知恵や技、伝統や文化が、山形の宝として大切に受け継がれる中で、地域とのふれあいや人々の絆が着実に育まれてきております。

本県には「山形方式」として全国から注目される、地域単位の青少年ボランティアサークルの活動をはじめ、人のことを我がことのように考えて行動する県民の皆様の意識が根づいております。ボランティア活動に関わる行動者率の高さも全国有数であり、私は、山形県民であることに大きな誇りを感じるものであります。思いやりあふれる心豊かな県民性は、必ずや県民自身の幸福にもつながってくる、大事な宝であると思っております。

これから的人生100年時代を見据え、豊かな人生を送るためにには、生涯にわたって学び続けながら、時代の変化に応じた知識や技能を獲得していくことが必要です。個人や地域の学習ニーズが多様化する中、特に仕事や子育て等で多忙な世代にある成人が能動的に学ぶことのできる機会を創出し、多くの皆様に満足していただける学習内容を提供していくことが望まれます。また、人口の流出や生活の個別化、価値観の多様化等で地域コミュニティが弱体化してきている現代においては、従来からの「地縁」による取組みに加え、目的への志を同じくする人々が集う「志縁」に基づいて、地域づくり・絆づくりに取り組んでいく必要性が高まってきております。

第5次の生涯学習振興計画では、家庭、学校、地域社会、それにおけるライフステージに応じた学習機会・学習内容の提供に力を入れることを掲げております。また、地域づくり・絆づくりを進めるにあたっては、関係機関・団体等との連携・協働を図るとともに、リーダー的人材の育成にも取り組みます。個人として楽しく学ぶ生涯学習に留めず、学習や活動を通して人とのつながりを深め、学んだ成果を生かして地域に貢献したり、協働して地域課題の解決に取り組んだりできるような生涯学習の振興を図ってまいります。学ぶ楽しさを知り、協働して活動することに喜びを感じ、社会貢献に生きがいを感じができる生涯学習社会を、県民の皆様と力を合わせて創りあげていきたいと思っておりますので、さらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成30年3月

山形県知事 吉村美菜子

## 【 目 次 】

### 第1編 基本的な考え方

I 生涯学習とは	1
1 本県の生涯学習の歩み	1
2 生涯学習の理念と国の施策の展開	1
II 生涯学習振興の新たな展開を目指して	2
1 社会の変化に対応する必要性	2
2 本県のこれまでの取組みの成果と課題 (第4次生涯学習振興計画への取組みの評価)	3
III 本県が目指す生涯学習	5
1 基本目標と基本目標を構成する3つの視点	5
2 本県の生涯学習振興の重点	7
IV 第5次山形県生涯学習振興計画の性格・期間	7
1 性格	7
2 期間	7

### 第2編 施策の展開（施策体系図）

I 自立する力と創造する力を培う学習機会の充実	
1 家庭での学び	8
2 学校での学び	11
3 社会での学び	15
(1) 幼児期	15
(2) 少年期	16
(3) 青年期	17
①ボランティア活動	17
②地域活動	19
(4) 成人期	20
①男女共同参画	20
②社会貢献活動・N P O活動	21
③健康づくり	22
④ボランティア活動	24
⑤安心な生活のための学習活動	25
⑥環境教育の推進	27
⑦就業や起業、地域産業の振興	29
⑧国際化への対応	30

(5) 高齢期	3 1
①経済問題・健康維持	3 1
②仲間づくり・生きがいづくり	3 2
(6) スポーツ推進	3 4
①生涯スポーツの推進	3 4
②競技スポーツの推進	3 6

## II 連携・協働による推進体制・学習環境の整備

1 生涯学習推進体制の充実	3 7
2 学習情報提供・相談の充実	3 9
3 学校・家庭・地域の連携・協働	4 0
(1) 郷土愛の醸成	4 0
(2) 地域学校協働活動による子供の育成と地域の創生	4 4
(3) 安全な居場所づくりと体験活動	4 5
(4) 読書活動の推進	4 7
(5) P T A活動の充実	4 8
(6) 障がい者の生涯を通じた多様な学習活動の充実	4 9
4 大学等高等教育機関・N P O等との連携協力	5 0
5 山形県生涯学習センターによる支援	5 2
6 社会教育施設による支援	5 4
(1) 山形県青少年教育施設	5 4
①山形県青年の家	5 4
②山形県少年自然の家	5 5
(2) 山形県立博物館	5 6
(3) 山形県立図書館	5 7
「第5次山形県生涯学習振興計画」の数値目標	5 8

資料編 (P. 59~67)



## ◇第1編 基本的な考え方



## I 生涯学習とは

### 1 本県の生涯学習の歩み

本県の生涯学習振興のはじまりは、生涯学習が生涯教育<sup>1</sup>と言われていた時期に遡ります。昭和 53 年に「山形県生涯教育推進基金」が設立され、その後、「山形県生涯教育基本構想」(昭和 57 年) や「山形県生涯教育センター基本構想」(昭和 60 年) が答申されました。

それらを受けて、県民の生涯にわたる学習機会を総合的に支援し、地域の活性化を担う人材の育成及び県民の文化の振興を図ることを目的に、平成 2 年「山形県生涯学習センター<sup>2</sup>(遊学館)」が開館しました。

そして、平成 4 年に「山形県生涯学習振興計画」が策定され、本県の組織的な生涯学習が本格的にスタートしました。その後、改訂を重ね、平成 25 年度「第 4 次山形県生涯学習振興計画」が策定され、現在にいたっています。

### 2 生涯学習の理念と国の施策の展開

生涯学習とは、人々が生涯を通じて行うあらゆる学習をいいます。平成 30 年度から始まる国の第 3 期教育振興基本計画の「教育の目指すべき姿」には、個人の面においては、「『自立』した人間として、主体的に判断し、多様な人々と『協働』しながら新たな価値を『創造』する人材を育成していく」と、社会の面においては、「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現」と、「社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展を目指していく」ことが掲げられており、それらの達成には生涯学習社会の実現によるところが大きくなっています。

生涯学習は、自己の充実・啓発や生活の向上等のため、必要に応じ各人が自発的意思に基づき、自己に適した手段・方法により行われており、その内容は多岐にわたっています。特に、21 世紀は、新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す「知識基盤社会」であると言われ、生涯にわたりて学び続けることが必要不可欠となっています。

平成 16 年の国の中教審生涯学習分科会において、生涯学習には個人的な興味・関心に基づく学び（個人の需要）と社会の存続を図るための学び（社会の要請<sup>3</sup>）があることが示されました。

<sup>1</sup>生涯教育：昭和 46 年の社会教育審議会答申以降に使われるようになった用語で、「生涯学習を推進、振興、援助、支援する」と整理されている。

<sup>2</sup>山形県生涯学習センター（遊学館）：昭和 59～62 年の臨時教育審議会以降、生涯学習は生涯教育を含む用語となつたために、当初は「山形県生涯教育センター」として構想されていたが、現在の名称に変更された。

<sup>3</sup>社会の要請：「社会の存続を図るため」に、「地域の連帯」「まちづくり」「高齢化社会」等の現代的課題への対応を求めたもの。

そして、平成 18 年に教育基本法が改正され、第 3 条において生涯学習の理念が示されるとともに、第 12 条において「個人の要望」と並んで「社会の要請」にこたえる社会教育を国及び地方公共団体が奨励しなければならない旨が規定されました。

#### 教育基本法

##### 第 3 条（生涯学習の理念）

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

##### 第 12 条（社会教育）

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

平成 20 年に、中央教育審議会の答申において、「個人の要望」と「社会の要請」のバランスの視点を持つことの重要性が示されました。また、「生涯学習振興行政を推進するにあたり、社会教育行政はその中核的な役割を担うものである」とし、「個人の学習機会を充実することのみならずその成果を生かし得る環境を醸成することを、社会教育行政の任務として明確に位置付ける」ことの必要性が示されました。

のことから、生涯学習社会の実現に向けては、社会教育を中心に、学校教育、家庭教育の 3 つが連携協働しながら取り組んでいくことが更に重要となりました。

平成 30 年から始まる国の第 3 期教育振興基本計画は、一人一人が豊かで安心して暮らせる社会の実現や、社会の持続的な成長・発展に向け、第 2 期教育振興基本計画の「自立」「協働」「創造」の理念を引き継ぎつつ、人生 100 年時代における生涯を通じた学びの機会の保障など、2030 年以降の社会の変化を見据え策定がなされています。そこでは、全ての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する学習を通して、「学び」と「活動」の循環を形成することに資する生涯学習を推進することとされています。

## II 生涯学習振興の新たな展開を目指して

### 1 社会の変化に対応する必要性

第 4 次山形県生涯学習振興計画策定以降も、地域社会の人間関係の希薄化や人々の孤立化という課題は継続しています。また、社会や経済のグローバル化はより一層進展し、少子高齢に伴う人口減少が加速しています。更には、雇用環境の大きな変化による経済格差の進行、行政職員の減少等による関係機関間の柔軟で広範なネットワーク型行政の積極的な運用、障がい者が生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための環境整備（特別支援教育の生涯学習化）等、新たな課題への対応も求められています。

## 2 本県のこれまでの取組みの成果と課題（第4次生涯学習振興計画への取組みの評価）

第4次山形県生涯学習振興計画の重点に沿った主な成果と課題は以下のとおりです。

### 成 果

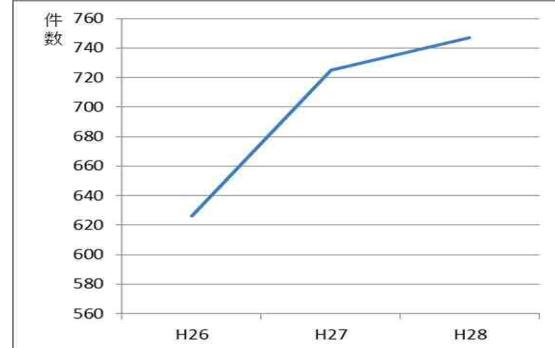
#### 第4次山形県生涯学習振興計画 重点①

「生涯にわたり、生きがいをもって、心豊かに、健やかに生きるために、より多くの県民が生涯学習に取り組むことができるよう、学習機会の充実と学習環境の整備を進めていきます。」に係って

県では、多様な媒体（広報誌、ホームページ、SNS等）を駆使しながら学習機会の周知を行っています。そして、学校教育を含む各世代向けに、幅広く学習機会を提供しています。

また、市町村においても住民の学習ニーズに沿いながら、地域の特色を生かし、公民館やコミュニティセンター等を拠点とした住民主体による講座・研修が実施されています。

更に、住民による自主サークル活動も積極的に行われ、生涯学習の成果発表の場が住民同士の交流の場になり、事業数も増加してきています。



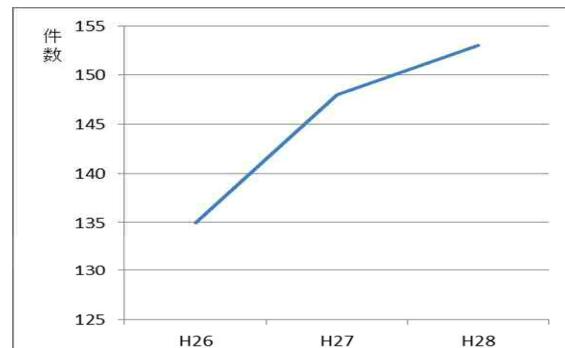
「市町村における社会教育等事業調査」より  
「成人対象事業における『地域住民の  
交流』に関する事業件数」  
(県教育庁文化財・生涯学習課調べ)

#### 第4次山形県生涯学習振興計画 重点②

「一人ひとりが豊かに生きるための学びをさらに充実させるとともに、絆づくりやより良い地域をつくるための学びについても充実を図り、個人の要望と社会の要請にこたえるバランスのとれた生涯学習を目指します。」に係って

「社会の要請」にこたえる学習活動が増加傾向にあり、平成26年度以降、市町村では、成人を対象とした社会教育等事業の半数以上の割合を占めるようになりました。地域の課題を、住民自らが発掘・整理をし、その解決を図る地域づくり委員会活動等が、公民館・コミュニティセンター毎に展開されてきています。更には、そのような事業の実施により、新たに地域事業に参画する人が増加し、より一層の地域の活性化と生涯学習の振興が図られてきています。

県内では、NPOやボランティア活動団体の



「市町村における社会教育等事業調査」より  
「成人対象事業における『地域課題解決』に  
に関する事業件数」  
(県教育庁文化財・生涯学習課調べ)

育成や運営支援が図られてきています。また、地域学校協働活動<sup>4</sup>等の推進により、地域の大人が指導者となって子供たちに様々な体験活動を提供する取組み等を通して、学校、地域、公民館・コミュニティセンター等が連携した世代間交流が図られ、地域の教育力向上につながっているとともに、地域の絆づくりが図られてきています。

#### 第4次山形県生涯学習振興計画 重点③

「関係各課、県生涯学習センター、関係機関等との連携を図り、生涯学習を総合的に推進する体制を整備していきます。また、市町村のニーズに応じた関係職員研修会の開催、学習プログラムの開発等の支援など、市町村担当者の支援に努めていきます。」に係って

県では平成25年度より「生涯学習推進委員会」を設置し、県の関係部局で実施している生涯学習に関する施策の総合的な企画・調整を行い、その推進を図っています。

また、県庁ホームページや県生涯学習センター生涯学習情報提供システム（やまがたマナビィnet）において学習情報を提供し、そのアクセス件数も順調に推移しています。市町村においても、施策の実施にあたっては、関係課や社会教育関係団体、NPO、大学等高等教育機関等と連携し、協力関係を構築することを大切にしています。

県から市町村に対する支援については、特に、職員の研修の実施について、市町村のニーズを把握した上で、市町村単独では実施が難しい内容の研修を実施しています。市町村も研修会に参加しスキルアップを図ろうとする意欲がみられ、今後もこういった研修の場を継続して開催してほしいという要望が多数寄せられています。

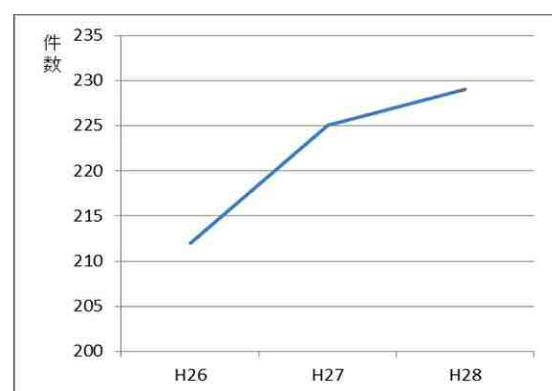
#### 第4次山形県生涯学習振興計画 重点④

「生涯学習の振興にあたっては、社会教育行政が中心的な役割を担うことが期待されております。本県においても、社会教育を充実させる必要があり、手薄となっている成人期や高齢期の充実も含めてすべてのライフステージに応じた社会教育を推進します。」に係って

県では、仕事を持つ人でも参加しやすいよう開催時間帯を夜にしたり、様々なジャンルの講演を実施したりと、幅広い興味に対応する学習機会を提供しています。

市町村においても、乳幼児から高齢者まで各世代に対応した事業実施の必要性を認識しており、事業実施にあたっては、住民の多様な学習ニーズに対応するため、住民と行政の協働により実行委員会等を組織しながら、生涯学習社会の実現を図ろうとする動きがみられます。

また、高齢期教育は学習機会も増加傾向にあり比較的充実しています。成人期教育につ



「市町村における社会教育等事業調査」より  
「高齢者のみを対象とした事業件数」  
(県教育庁文化財・生涯学習課調べ)

<sup>4</sup>地域学校協働活動：従来の学校支援活動とともに、学びによるまちづくりや地域行事への参加等、地域全体で子供たちの成長を支え、かつ地域を創生する活動。

いても、地域づくりをテーマに達成感や貢献欲を喚起する発表や活動の場等、住民のライフワークにも繋がるような学習機会の提供に努める等、充実に向けた取組みがみられます。

## 課　題

### ① 自己実現に向け多様化する住民の学習ニーズへの対応

人生 100 年時代を見据え、豊かな人生を送るためにには、生涯にわたって学び続けながら、時代の変化に応じた知識や技能を獲得していくことが必要です。

しかし、住民の学習ニーズが多様化する中、より多くの方々の満足度を高める学習機会・学習内容の提供が十分になされていない状況にあります。特に、仕事や子育て等で多忙な世代にある成人が、能動的に学ぼうとする学習機会・学習内容を提供していくことが必要です。

また、住民主体による講座・研修や住民による自主サークル活動の実施等学習機会は増えている一方、参加者が固定化しており、より多様な住民が意欲を持って学習に取り組もうと思えるような学習内容を設定していくことも必要です。

### ② 現代の価値観を踏まえた地域づくり・絆づくり

持続可能な社会を実現していくためには、個々の生涯学習の成果をつなぎ合わせながら地域づくり・絆づくりを進めていくことが求められています。本県では、「社会の要請」にこたえる学習活動の割合が増加傾向にあり、地域学校協働活動等の実施により世代間交流が進んだという地域もある一方、人口の流出や生活の個別化、価値観の多様化等により、地域コミュニティが弱体化してきており、地域によっては地域づくり・絆づくりの取組みが困難な状況も見られます。

とは言うものの、ボランティア活動に取り組む人の割合や、三世代同居率が全国の中でも依然として高い割合を維持しており、地域とのつながりや家族とのかかわりの度合が高いことが本県のよさとして指摘されています。

今後は、従来からなる地縁<sup>5</sup>による取組みに加え、志縁<sup>6</sup>による取組みも更に充実させていく必要があり、そのための学習機会・学習内容の充実が必要です。

### ③ 住民の学習活動を支える持続可能な体制づくり

行政の関係課のみならず、社会教育関係団体、NPO、大学等高等教育機関、企業等と幅広く連携し、協働関係を構築しながら生涯学習の推進を図る体制づくりが求められています。また、その推進体制を持続可能なものにしていくための、社会教育主事、公民館主事・コミュニティセンター職員等専門的知識・技能を有する人材の育成も急務です。

更には、県から市町村に対する支援として、市町村単独では実施が難しい研修会の開催、学習情報や補助事業等に係る情報提供、学習活動に対する指導・助言等について今後も継

<sup>5</sup>地縁(ちえん) : 町内会・町会・自治会など、住む土地にもとづく縁故関係。

<sup>6</sup>志縁(しえん) : ボランティア団体・NPO・スポーツクラブなど、特定の目的で集まった組織。

続していく必要があります。

### III 本県が目指す生涯学習

#### 1 基本目標と基本目標を構成する3つの視点

前述のとおり、本県の生涯学習振興の現状として、地域の特色を生かした住民主体の講座等の実施や、個人の要望と社会の要請にこたえる学習活動のバランスが図られてきている等の成果が見られます。一方においては、障がいの有無も含め多様化する住民ニーズや、障がいの有無を問わない対応、地縁にとどまらず、志縁等も含め現代に合った枠組みでの地域づくり・絆づくりへの手立ての工夫、持続可能な体制づくりに向けた人材育成等の課題も抱えています。

そこで、本県の生涯学習の更なる振興に係る施策を推進するため、第5次山形県生涯学習振興計画を策定していきます。

策定にあたっては、第4次山形県生涯学習振興計画の理念を引き継ぎつつ、前述した成果と課題を踏まえ、社会状況の変化への対応を加味しながら、おおむね今後5年間に取り組むことを提示していきます。第4次山形県生涯学習振興計画の理念を引き継ぐ理由としては、第4次山形県生涯学習振興計画策定時の上位計画にあたる、国の教育振興基本計画の理念が今後も引き継がれていくこと、併せて、第3次山形県総合発展計画が継続中であるためです。

#### 基本目標 「一人ひとりの個性が奏でる輝く山形の未来を拓く生涯学習」 ～自立・協働・創造～

この基本目標を具現化するために、前述した課題解決に資するための3つの視点を設け、各視点に、**自立・協働・創造**のキーワードを当てはめました。そして、本計画の8ページ以降に記載している第2編の具体的な取組み毎に、そのキーワードを付しました。

但し、この**自立・協働・創造**の3つの視点・キーワードは、それぞれが独立した存在ではなく、常に有機的に関連しながら目標達成に向けて機能していくものと捉えます。

##### 視点 1 一人ひとりの個性や能力を伸ばす ⇒ **自立**

より多くの県民が生涯学習に取り組み、社会の変化に対応し、心豊かに健やかに暮らしていくことが望されます。一人ひとりがよく学び、個性や能力を伸ばし、「自立」して豊かな人生を送ることができるよう、障がいの有無も含め多様な学習ニーズに対応できる生涯学習社会の実現を目指します。

##### 視点 2 共に奏でる ⇒ **協働**

自立した一人ひとりが、自身の生活課題のみならず、地域の課題についても自らのこととして捉え、力を合わせて地域社会に主体的に参画していくことが期待されています。

ボランティア活動への参加状況やつながり度合が高いという本県のよさを生かし、それぞれができるることを持ち寄りながら、地域に対して貢献できる「協働」体制が構築される生涯学習社会の実現を目指します。

### 視点 3 未来を拓く ⇒ 創造

これから新しい時代に向け、学ぶことの楽しさと感動、社会に貢献できる喜びや生きがいを実感できる学習を提供していくことが、これまで以上に求められています。

学びを通して、厚みのあるつながりと新たな価値を生み出し、個人や地域社会の豊かさを「創造」する生涯学習社会の実現を目指します。

## 2 本県の生涯学習振興の重点

これまでの成果や課題をふまえ、次の点を重点に生涯学習の振興を図っていきます。

### 重点① 個人や地域の多様化するニーズを踏まえた学習機会・学習内容の充実

人生100年時代を見据え、生涯にわたり、生きがいをもって、心豊かに、健やかに生きるために、障がいの有無も含めより多様な住民が能動的に学べるよう、成人期教育と高齢期教育を中心に、個人や地域の学習ニーズを踏まえた学習機会・学習内容の提供を進めていきます。

### 重点② 地域づくり・絆づくりに係る活動の推進

地縁にとどまらず、志縁も含めた地域づくりや絆づくりにつながる学びについて充実を図ることで、個人の要望と社会の要請にこたえるバランスのとれた生涯学習社会の実現を目指します。

### 重点③ 持続可能な推進体制整備、人材育成機会の提供等による市町村への支援

関係部局、関係機関との連携・協働による生涯学習の推進体制を整備し、社会教育主事等の養成及び研修会の開催、新たな課題に対応するための情報提供や相談活動を通して、市町村の支援に努めています。

## IV 第5次山形県生涯学習振興計画の性格・期間

本計画は、第3次山形県総合発展計画や第6次山形県教育振興計画を、併せて、平成30年度から開始となる、国の第3期教育振興基本計画を踏まえ、山形県として生涯学習の振興に向け、総合的に施策を実施していくための基本的な方向及び方策を明確にするものです。

計画期間は、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までのおおむね5年間とします。

計画の推進体制としては、県庁内関係各課長等により構成する「山形県生涯学習推進委員会」を設置し、関係部局等が連携し、総合的に施策を展開していきます。

計画の進行管理としては、施策の進捗状況や評価を取りまとめ、外部有識者で構成する「山形県生涯学習検討委員会」において報告し、提言をいただきます。また、施策の進捗状況や評価については、県ホームページでも公開します。



## ◇第2編 施策の展開

## &lt; 施策体系図 &gt;



# I 自立する力と創造する力を培う学習機会の充実

## 1 家庭での学び

平成 18 年に改正された教育基本法では、「第 10 条 家庭教育」を設けて、父母その他の保護者が、子の教育について第一義的な責任を有することや、国や地方公共団体の役割として、保護者に対する学習機会の提供・支援について規定しています。

子供の基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につける上で、家庭教育は重要な役割を担っており、行政による家庭教育支援の充実が求められています。

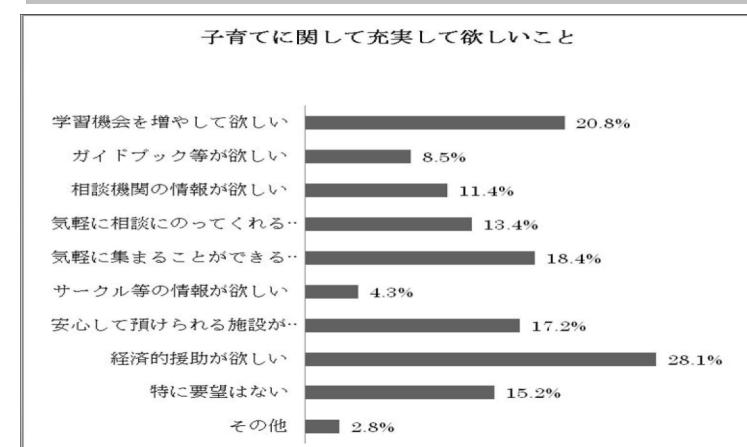
### 【現状と課題】

都市化や核家族化、地域における地縁的なつながりの希薄化等、家庭を取り巻く環境が大きく変化していることにより、子育てに何らかの不安や悩みを抱える親が増えています。

本県では、すべての親に対して家庭教育に関する学習機会の提供とその充実を図るため、市町村と連携した「やまがた子育ち講座」の開催を推進しています。この講座は参加者の満足度が高いですが、支援が届きにくい親（孤立している親、家庭教育への関心が低い親等）に対しては、さらに、関係

機関（教育、保健、福祉等）と連携した個別の支援等も必要となっています。また、平成 28 年度に、同講座で親を対象に実施したアンケートによると「子育てで、充実してほしいことは何か」という問い合わせに対して、「経済的な援助がほしい」が 28.1%で最多でしたが、「学習機会を増やしてほしい」が 20.8%

図 1 「やまがた子育ち講座」アンケート



資料【H28 県生涯学習振興室】

「気軽に集まれる場がほしい」が 18.4% 「気軽に相談に乗ってくれる支援がほしい」が 13.4% であり、多くの親が、学びの機会の充実と気軽に集まったり相談したりできる体制の整備を求めていることが分かりました。

子供が成長するにつれて家庭教育の課題も変わってきます。このため発達段階に応じた親の学びを支援する機会や情報の提供、相談体制の整備等、切れ目のない家庭教育支援の充実が必要です。

## 【推進の方向性】

- 親や祖父母が気軽に参加し学ぶことができる機会を拡充するとともに、若い世代が親になる前に子育てや家庭教育について学ぶ機会を提供していきます。
- 親が気軽に相談できる体制の整備を図るために、関係機関が連携して子育てや家庭教育を支援する組織作り（ネットワーク化等）を推進します。
- 家庭教育の充実を図るため、ホームページ等で子育てや家庭教育に役立つ情報の発信に努めています。

## 【具体的な取組み】

### 乳幼児期(0歳から就学前)の「学び」の支援

#### □地域子育て支援拠点の周知と学びの機会の充実【子育て支援課】

**創造** 親子の交流や育児相談ができる場（地域子育て支援拠点事業<sup>7</sup>等）についての周知を図るとともに、多様な場において提供される学びの機会を拡充します。

#### □学習プログラム等の開発【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**協働** 関係機関が、育児サークル等と連携して、子育ての喜びや自信を持つことができるような講座やプログラム等を充実させます。

#### □父親の子育て参加の推進【子育て支援課、文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**自立** 父親の積極的な子育て参加を促すために、子育てに関する情報提供等により、父の学びを支援します。

#### □子育て支援者（団体）との連携・人材育成【子育て支援課、文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**協働** 子育て支援者（団体）と関係機関が連携したネットワークを組織し、子育て支援者（団体）の資質向上と地域人材の育成を進めます。

#### □子育て・家庭教育情報の提供【子育て支援課、文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**創造** 子育てや家庭教育に関する情報を、パンフレットやホームページ等で発信することで、親の学びを支援します。

#### □家庭教育電話相談の充実【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**協働** 子育てや家庭教育について気軽に相談できる家庭教育電話相談「ふれあいほっとライン」の充実を図ります。

#### □「子どもの生活習慣に関する指針」による普及・啓発

【文化財・生涯学習課生涯学習振興室、義務教育課】

**協働** 子供に望ましい生活習慣を身に付けさせ、生きる力を育んでいくために、「子どもの生活習慣に関する指針」を策定し、幼稚園・保育所等、学校、家庭、地域が一体となって生活習慣改善に向かおうとする気運を高めるとともに、保護者に対する情報提供を充実させ、子供の生活環境を整えていきます。

<sup>7</sup> 地域子育て支援拠点事業：厚生労働省は、保育所等において育児不安について専門的な相談ができる体制を整備することにより、子育て支援の拠点づくりを推進してきた。

## **学齢期(小学1年～中学3年)の「学び」の支援**

### **□家庭教育講座の開催**【文化財・生涯学習課生涯学習振興室、雇用対策課】

**自立** 家庭の教育力向上のために、親の役割や家庭教育の大切さを学ぶ「やまがた子育ち講座」や企業等での「家庭教育出前講座」を拡充します。

### **□家庭教育支援者研修会の開催**【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**協働** 家庭教育支援者（教員、保育士、子育て支援者等）の資質向上のために、研修会の開催やネットワーク化を推進し、地域での親支援の充実を図ります。

### **□子育て・家庭教育情報の提供（再掲）**【子育て支援課、文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**創造** 子育てや家庭教育に関する情報を、パンフレットやホームページ等で発信することで、親の学びを支援します。

### **□家庭教育電話相談の充実（再掲）**【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**創造** 子育てに困り感を抱えている家庭を支援するために、子育てや家庭教育について気軽に相談できる家庭教育電話相談「ふれあいほっとライン」の充実を図ります。

### **□「子どもの生活習慣に関する指針」による普及・啓発（再掲）**

【文化財・生涯学習課生涯学習振興室、義務教育課】

**協働** 子供に望ましい生活習慣を身に付けさせ、生きる力を育んでいくために、「子どもの生活習慣に関する指針」を策定し、幼稚園・保育所等、学校、家庭、地域が一体となって生活習慣改善に向かおうとする気運を高めるとともに、保護者に対する情報提供を充実させ、子供の生活環境を整えていきます。

## 2 学校での学び

生涯学習における学校教育の役割は、学習者が生涯にわたって、能動的に学び続けることができるようにするための基礎を培うことです。学校教育においては、これから時代に求められる資質・能力となる、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱のバランスのとれた育成が、教育課程に基づいて計画的に行われます。

平成8年の中教審答申においては、「生涯学習社会を見据えつつ、学校ですべての教育を完結するという考え方を探らずに、自ら学び、自ら考える力などの『生きる力』という生涯学習の基礎的な資質の育成を重視する。」という考え方方が示されました。この「生きる力」は、この度の新しい学習指導要領の中でも、改めて捉え直し、引き続き育成する力として示されています。

今後も、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」の育成を通して、生涯学習の基礎的な資質である「生きる力」を育成していくことが求められています。

### 【現状と課題】

少子高齢を伴う急激な人口減少や、国際化・情報化の進展などに加え、地域コミュニティの弱体化など、教育を取り巻く環境は、大きく変化しています。

このような変化に対応し、確かな学力を基礎に主体的に判断する力や豊かな心、健康でたくましい体など、いわゆる知・徳・体が調和し、自立した人間として社会の発展に貢献する総合的な力を育むため、平成27年より、「第6次山形県教育振興計画」がスタートしました。計画の基本目標に掲げた「人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり」の実現に向けて、生涯にわたって主体的に学び続ける力を育成していく必要があります。

### 【推進の方向性】

○第6次山形県教育振興計画の基本方針に基づき、生涯にわたって学び続けるための基礎的な資質・能力を育成し、持続可能な社会の創り手となることが期待される児童生徒を育てていきます。特に、探究型学習<sup>8</sup>を通して、知・徳・体にわたる「生きる力」や豊かな創造性を育んでいきます。

### 【基本方針ごとの具体的取組み】

#### 「いのち」を大切にし、生命をつなぐ教育を推進する

##### □「いのちの教育」の実践【義務教育課、高校教育課】

**自立** 生命の大切さを学ぶために、幼児期から小・中・高等学校までの一貫した教育プログラムを改訂し、「いのちの教育」を実践します。

<sup>8</sup> 探究型学習：自ら課題を設定し、基礎的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を総合的に活用しながら、主体的・協働的に解決に取り組む学習。

□思いやりの心と規範意識の育成【義務教育課】

**自立** 道徳性を養うために、道徳科を要とし、山形県道徳読み物資料集（小学生版・中学生版）を活用するとともに、各地域の特色を生かした授業の充実を図ります。

□いじめ防止に向けた取組みの推進【義務教育課、高校教育課】

**協働** 学校におけるいじめ防止に向けて、友だち同士が支え合い、相談し合える関係を大切にした、児童生徒の主体的な活動を充実させます。

□生命の継承の大切さに関する教育の推進【義務教育課、高校教育課、子育て支援課】

**自立** 将来の自分の在り方を考え、親になる者としての自覚が持てるようにするために、独自に作成した教材を授業で活用したり、ライフデザインに関する講習会を実施したりするなど、実践的・体験的な学習活動を推進します。

**豊かな心と健やかな体を育成する**

□文化芸術活動の推進【義務教育課、高校教育課】

**自立** 児童生徒の文化芸術に対する理解を深め、児童生徒による文化芸術活動の一層の活性化を図るために、良質な文化芸術を鑑賞する機会や文化芸術に関わる体験活動の機会を提供します。さらに、文化部活動や総合文化祭の開催に対して支援を行います。

□様々な体験活動・奉仕活動の充実【義務教育課、高校教育課】

**自立** 伝統芸能の継承やボランティア活動、自然体験・集団宿泊体験活動等の充実に向け、家庭・地域と連携しながら、様々な体験活動に取り組みます。

□健康教育の充実【スポーツ保健課】

**自立** 児童生徒に望ましい生活習慣を身に付けさせ、健康の保持・増進、病気の予防に繋げる健康教育の充実のため、学校保健委員会の活用やPTAとの協働等、学校と家庭・地域が連携した取組みを進めます。

□食育の推進【スポーツ保健課】

**自立** 児童生徒の食に感謝する心の育成、食による心身の健康づくり、食を通じた人間関係形成能力を育成するため、各学校は食に関する指導の全体計画をもとに、家庭・地域と連携しながら、学校教育活動全体を通じて食育を推進します。

□体力・運動能力の向上【スポーツ保健課】

**自立** 児童生徒の運動習慣の改善に向け、体力・運動能力及び運動習慣等調査等の結果を分析し、学校と家庭が課題を共有し、連携して児童生徒の体力の向上及び運動習慣の改善に取り組みます。また、自校の実態や課題を点検し、その課題解決に向けた「1学校1取組み」の実践を進めます。

## **社会を生きぬく基盤となる確かな学力を育成する**

### **□コミュニケーション能力の育成【義務教育課、高校教育課】**

**協働** 社会を生きぬくうえで不可欠な自他の意思や気持ちを伝え合うためのコミュニケーション能力を育成するために、児童生徒同士が精一杯考え合い、表現し合い、課題を解決していく授業を推進します。また、異学年や地域の方等との交流を促進し、他者と関わる体験を通して、多様な価値観を受け入れる意識も併せて育みます。

### **□確かな学力の育成【義務教育課、高校教育課】**

**創造** 児童生徒が自ら課題を見つけ、自ら考え主体的に解決していく力を育成するため探究型学習を推進します。また、小・中学校においては、少人数学級のよさを生かし、児童生徒が学び合う中でそれぞれが納得しあかる授業や習熟度に応じた学習を行うなど、児童生徒理解に基づいたきめ細やかな指導を行います。

## **変化に対応し、社会で自立できる力を育成する**

### **□グローバル化に対応した英語教育の推進【義務教育課、高校教育課】**

**自立** 多様な文化に対する理解を深めるため、地域の外国人との交流や外国の生活・文化を知る機会の設定など、様々な学習を児童生徒の発達の段階に応じて取り入れていきます。

### **□ＩＣＴ教育の推進【義務教育課、高校教育課】**

**自立** 児童生徒の情報活用能力の育成を図るため、ＩＣＴの積極的な活用を図るとともに、情報モラル教育を系統的・体系的に行います。

### **□環境教育の推進【環境企画課、義務教育課、高校教育課】**

**自立** 自然や環境を身近なものとして捉え、主体的に環境に配慮し行動できる力を育成するために、山形県環境教育指針に基づき実践的・体験的な環境教育を推進します。この際、「やまがた森林(モリ)ノミクス」についても意を用います。

### **□高等教育機関や地域産業界との連携強化【高校教育課】**

**協働** 高大連携、高産連携の充実を図るための連携プログラムの取組みを支援するとともに、高等教育機関等や企業の研究・イノベーションに触れる機会や授業を受ける機会を充実させたり、高等学校の教育ニーズと高等教育機関等・企業のシーズ<sup>9</sup>を踏まえ共同研究を斡旋したりしながら、高等学校と高等教育機関等・企業との連携による実践的な教育を推進します。

### **□高等教育機関における専門的人材の育成【健康福祉企画課、学事文書課、農政企画課、雇用対策課】**

**自立** 県立高等教育機関において、保健医療、栄養、農業、ものづくり等の分野で、地域のニーズに対応した専門知識と専門技術を有する人材を育成します。

<sup>9</sup>シーズ:企業が有する事業化、製品化の可能性のある技術やノウハウ、新素材、アイディアのこと。

□学びのセーフティネットの整備【義務教育課、高校教育課、学事文書課】

**自立** 児童生徒が安心して学習活動に取り組めるようにするため、各教育段階において経済的困難を抱える家庭等に対する就学支援を行います。

□体系的なキャリア教育の推進【義務教育課、高校教育課、文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**協働** 体系的・系統的なキャリア教育を推進するため、それぞれの地域の実情に応じたキャリア教育実践プログラムの作成と実践を促進し、地域の企業等との連携のもと、職場見学や体験、インターンシップ、起業家教育等を推進します。

**特別なニーズに対応した教育を推進する**

□インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえた特別支援教育の推進

【義務教育課特別支援教育室】

**協働** 障がいのある児童生徒に対する理解を促進するため、特別支援学校と地域との交流、特別支援学級と通常の学級との交流、特別支援学校と地域の小・中学校との交流、特別支援学校に通う子供たちと居住地の学校との交流等、交流及び共同学習を推進します。

□特別支援学校における教育の充実【義務教育課特別支援教育室】

**自立** 障がいの重度化・重複化・多様化に対応し、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育課程の工夫・改善、キャリア教育・職業教育の推進、交流及び共同学習の推進等、自立と社会参加を目指した取組みを一層推進します。

□社会参加に向けた支援【義務教育課特別支援教育室】

**自立** 障がい者の職業自立・社会参加に向け、小・中・高等学校及び特別支援学校におけるキャリア教育や職業教育、進路指導を充実します。

### 3 社会での学び

#### (1) 幼児期

幼児期は、家庭を基盤としながら、成長に応じた子供たち同士のかかわりや、世代を超えた様々な人たちとのかかわりを通して、生涯にわたる人格形成の基礎が培われていく重要な時期です。幼児期の教育について、行政や地域社会による支援の充実が求められています。

##### 【現状と課題】

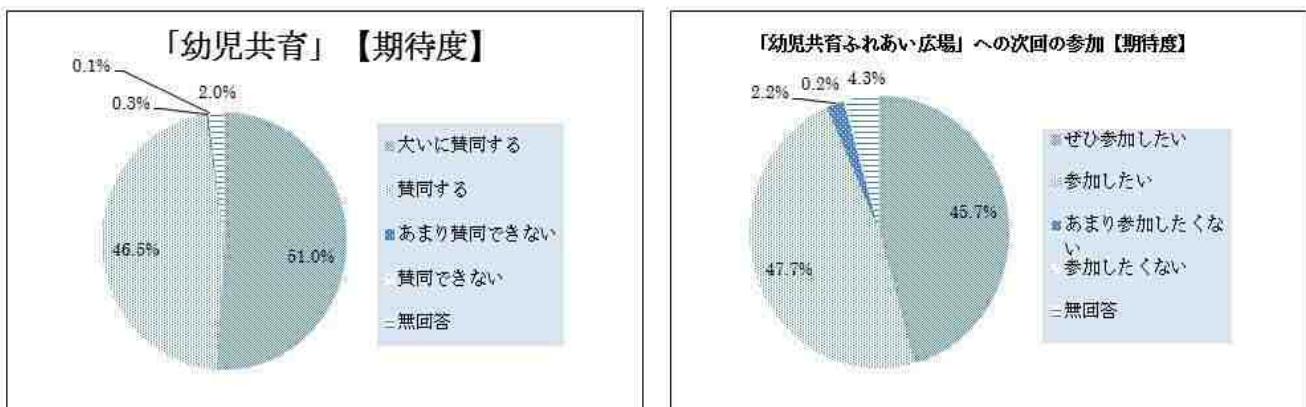
核家族化や地縁的なつながりの希薄化等により、周りから子育ての知恵や経験を伝え聞くことが困難な状況があります。また、親の生活に左右されやすい幼児期の子供にかかる問題（生活習慣の乱れや体験活動の不足等）も指摘されています。

本県では、「子育てるなら山形県」と実感できる社会の実現を目指し「山形県子育て基本条例」を制定（平成22年3月）し、子育て支援や少子化対策を推進しています。また、幼児期の子供たちのすこやかな成長のために「家庭」「幼稚園・保育所等」「地域」の大人が連携して共に育む『幼児共育（ようじともいく）』を提唱し、「山形県幼児共育アクションプログラム」を策定（平成21年4月）し、それに基づいて各種の施策を実施しています。

すでに人口減少が進む本県では、社会全体で子育て家庭を支える必要性はますます高まっています。安心して子育てができる社会を実現させるための支援をさらに充実させていくことが必要です。

図2 「幼児共育」アンケート

【問】幼児共育の推進についてどう思いますか。（N=3,302）



資料【H28 県生涯学習振興室】

### 【推進の方向性】

- N P Oを含めた関係機関（教育、保健、福祉等）が連携して、安心して子供を育てられるための学びの機会や相談機能、必要な情報の提供を充実させていきます。
- 社会全体で『幼児共育』を一層推進するために、親子のふれあいや地域とのかかわりを大切にした「ふれあい活動プログラム<sup>10</sup>」による実践活動の拡充に努め、社会での学びを豊かにしていきます。

### 【具体的取組み】

#### □学習プログラム等の開発（再掲）【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**協働** 関係機関（教育、保健、福祉等）が、育児サークル等と連携して、子育ての喜びや自信を持つことができるような講座やプログラム等を充実させます。

#### □子育て・家庭教育情報の提供（再掲）【子育て支援課、文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**創造** 子育てや家庭教育に関する情報を、パンフレットやホームページ等で発信することで、親の学びを支援します。

#### □幼児共育の推進【文化財・生涯学習課生涯学習振興室、子育て支援課】

**協働** 『幼児共育』の推進にかかる様々な活動を通じ、社会全体で幼児期の子育てや家庭教育を支援する仕組みを整備します。

#### □孫育て交流サロンの創設【子育て支援課】

**協働** 地域の子供たちが祖父母世代と交流できる孫育て交流サロンの創設を推進し、世代を超えた様々な人とのかかわりを広げ子供の心を育てます。

## （2）少年期

少年期は、子供の体と心が著しく成長すると同時に、家庭から学校へ、親から友達へと生活空間や人間関係も広がっていきます。この時期における多様な体験活動・交流活動は、自立心や協調性、創造性を養う上で非常に大切であり、また、社会とのかかわり方や人のために役に立つことの大切さを学ぶ機会としても求められています。

### 【現状と課題】

子供の日常の遊びや生活体験を通した学びの姿は急激に変化しています。少子化や子供たちの習い事の状況の変化、インターネットを介した機器の普及による各家庭の生活様式の多様化により、近くに遊び相手がない、地域での異年齢集団の外遊びが減少している、といった指摘があります。また、自然体験の減少や体力の低下も危惧されています。

子供同士の交流の機会ばかりでなく、核家族化、人口減により大人同士の交流の機会が少なくなり、地域社会における人間関係の希薄化、教育力の低下が指摘されています。地域における子供たちの直接的な体験活動や学びを豊かにしていくことが必要です。

<sup>10</sup>ふれあい活動プログラム：幼稚園・保育所等で、三者の連携による幼児共育を推進するために、「人やモノ、自然とのかかわり」を大切にした活動プログラム。

### 【推進の方向性】

- 関係機関が連携して、子供たちが遊びを通して学んでいく場や機会の充実に努め、体験プログラム開発や事例紹介を行っていきます。
- 地域の団体や企業による社会貢献活動と学校の活動を関連付けながら、子供たちにとって魅力的な体験や学習機会を提供していきます。

### 【具体的取組み】

#### □子供の体験活動の充実【文化財・生涯学習課生涯学習振興室、子育て支援課、工業戦略技術振興課】

**創造** 休日や放課後の子供の居場所づくりを充実させるために、地域の大人の参画を得ながら、学校ではできない自然体験やスポーツ教室、科学教室、ボランティア活動、職場体験活動等を行います。

#### □子供たちによる伝統芸能の継承活動への支援

【文化財・生涯学習課、文化財・生涯学習課生涯学習振興室、生涯学習センター】

**協働** 子供たちが取り組む伝統芸能の継承活動を支援するために、子供の活動の成果発表と一般県民との交流の機会を設け、伝統芸能の指導者間のネットワーク化を図ります。

#### □社会教育施設等での学びの支援【文化財・生涯学習課生涯学習振興室、工業戦略技術振興課】

**自立** 子供の自発的な学びを支援するために、体験活動プログラムを推進するための少年自然の家や県産業科学館等の展示・体験型イベントの充実を図ります。

#### □社会教育関係団体による体験活動の充実【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**創造** 子供たちの自立心や協調性、創造性等の育成に資する活動を行っている、ボーイスカウトやガールスカウト、子ども会育成会等の社会教育団体に対して支援をしていきます。

#### □専門家等の派遣等による人材の育成【工業戦略技術振興課】

**創造** 将来の科学技術や本県産業を担う人材の育成を図るために、サイエンスインストラクター等の専門家の派遣や科学の祭典など、科学技術や本県の産業技術に触れ、関心を深めてもらう機会を提供します。

## (3) 青年期

青年期は、身体的に成熟すると同時に自我意識や社会的意識が発達します。この時期における多様な体験活動を通して、青年の社会力と自立心を育成することが求められています。

### ①ボランティア活動

#### 【現状と課題】

「YYボランティア<sup>11</sup>」の愛称で親しまれている本県の地域青少年ボランティア活動は、全国的にも知られており、51の中高生サークル（平成28年12月調査）が、「ジュニアリーダー活動」や「地域行事への参加」、「福祉施設への訪問」など多様な活動に取り組んでいます。

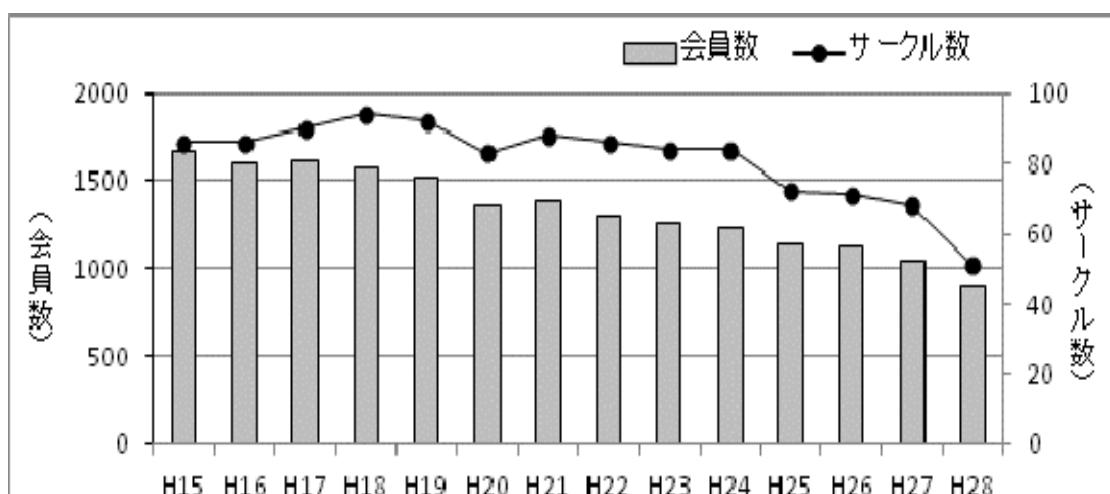
<sup>11</sup>YYボランティア: YYとは「やまがた・ヤング」の略で、若者たちが和気あいあいと活動している様子が「ワイワイ」の言葉に表されている。概ね、青少年は中高生、青年は高校卒業後の年代を指している。

しかし、近年、活動中のサークル数は横ばいから減少傾向にあり、会員数も平成 15 年度の 1,664 名をピークに減少し、平成 28 年度では 892 名と約 46.4% の減少となっています。さらに、YYボランティアの中核である高校生会員は 855 名から 526 名と 38.5% の減少になっています。これは本県におけるこの期間の高校生の生徒数減少率 25.4% を大きく上回っており、会員数増加に向けたボランティア体験会の実施等が必要です。

公民館の統廃合により活動拠点がなくなったり、自治体の合併や行財政改革の進展とともに人員削減で社会教育担当職員の業務量が増え、サークルの支援・運営に力を入れづらくなったりしていることがサークル減少等の要因として挙げられており、サークル運営に対する支援が必要です。

また、すべての中高生に対して、情報提供や研修機会の提供等の支援を実施していくことが必要とされています。

図3 YYボランティア会員数・サークル数の推移



資料【山形県青年の家】

#### 【推進の方向性】

- ボランティア活動の楽しさや地域への参画によって得られる充実感を青少年に伝え、地域青少年ボランティア活動の活性化を目指していきます。
- サークル支援者・担当者が相互に情報交換し合えるネットワークを構築するとともに、研修会等の提供などにより支援者・担当者のスキルアップを支援していきます。

#### 【具体的な取組み】

##### □地域青少年ボランティア活動の拡大【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**創造** 県内すべての高校生が高校時代にボランティア活動を経験することを目指し、「出前講座」等によって活動意欲の向上を図ります。

##### □ボランティア体験機会の提供【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**創造** 参加者の主体的な企画立案によるボランティア活動を体験できる研修会等を実施することにより、青少年に対し地域活動に取り組むきっかけを提供します。

□青少年ボランティアサークルの支援【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**協働** 交流機会の提供や、ホームページ等による各サークルの活動情報発信などを通して、他団体の活動に学ぶ機会を充実させ、活動者と支援者の資質向上を図ります。

②地域活動

【現状と課題】

集落や学区、地域に根差した既存の青年活動団体の力が弱まり、青年が自発的な活動を行って地域に貢献する機会は少なくなっています。一方で市町村等の枠を越えて、広く地域の活性化に取り組む青年（若者）の団体による活動が見られるようになり、新たな担い手として期待されています。

青年の地域活動について、広範に周知することで多くの青少年が参画しやすい環境を整備し、また、活動の内容が充実していくよう支援することが必要です。

【推進の方向性】

- 地域コミュニティの活性化に取り組む団体の活動を広く発信するとともに、参画しやすい環境を醸成するなどして地域活動を開始するきっかけを提供していきます。
- 優れた取組みに対し補助金を交付するなどして、地域活動の内容が充実していくよう支援していきます。

【具体的な取組み】

□活動を開始する機会の提供【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**創造** 地域で活動する楽しさを伝えるために、青少年を対象に地域活動を始めるきっかけとなる学びの場を提供します。

□地域の課題解決への取組み【若者活躍・男女共同参画課】

**創造** 地域の課題解決や地域の元気創出のために、若者（概ね、高校生～39才）が提案するアイディアを募集、審査し、優れたものに対して補助金を交付します。

□活動の周知【若者活躍・男女共同参画課】

**創造** 若者（団体）の活動を様々なメディアを活用し周知することで、幅広い年代の方から理解・応援をしてもらい、若者の活動が行いやすい環境づくりに努めます。

□交流機会の充実【若者活躍・男女共同参画課】

**創造** 若者の交流推進を図るために、ホームページを開設して若者団体の活動状況やイベント情報を発信するとともに、交流イベントを開催します。

□支援体制の整備【若者活躍・男女共同参画課、文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**自立** 困難を有する若者の社会参加を支援するために、NPO等との協働により県内4地域に「若者相談支援拠点」を設置するとともに、体験型教育プログラムの提供を通して、就学・就労への意欲を育むための支援を行います。

#### (4) 成人期

自立した一人の人間として、力強く生きていくための総合的な力は、学校教育など人生のある一時期のみで身につけられるものではなく、生涯にわたって、多様な場で様々な学習経験を積む中で、身につけられるものです。

更には、人生 100 年時代を見据えたライフサイクルの中で、持続可能な社会を実現するためには、若い頃に身につけた知識や技能のみでもって生き抜くことは不可能となると言われており、長い人生を生きるためには、生涯を通して知識と時代の変化に応じたスキルの獲得に投資できるよう「いつでも、どこでも、何度でも学べる」学び直し、新しいことにチャレンジできる環境を作っていくことが今求められています。

特に、多忙で学習活動に疎遠になりがちな成人期においては、ワークライフバランスを意識した働き方を通して学習時間を創出し、豊かな学習を通じて学ぶ楽しさを知り、知識や教養等を高め、その成果を社会参画や社会貢献の活動につなげていけるようにするための実践的な学習機会・学習内容の提供が求められています。

「市町村における社会教育等事業調査」によると、近年「個人の要望」に係る講座（趣味、教養、スポーツ・レクリエーション等）に比べ、「社会の要請」にこたえる講座の実施割合が増加傾向にあり、平成 26 年度以降は、全体の半数を超える割合での取組みが行われるようになりました。今後も、これらの講座に多くの住民が、特に、現役世代で多忙なため、学習に疎遠になりがちな成人期の住民が楽しく取り組めるような学習機会・学習内容の充実を図る必要があります。

ここでは、県が提供する成人を対象とした現代的な課題に関する学習について記します。

##### ①男女共同参画

###### 【現状と課題】

本県では、「山形県男女共同参画計画」を策定（平成 28 年 3 月）し、これまでの取組みを通じて着実に男女共同参画の歩みが進んでいます。具体的には、県の政策・方針の決定に関わる県審議会等における女性委員の割合は平成 13 年 3 月末時点で 21.1%でしたが、平成 29 年 3 月末時点では 52.7%と、31.6 ポイント上昇し目標の 50%を達成しており、女性委員の登用が前進しています。

しかし、男女共同参画意識は高まりつつあるものの、「家事や育児、介護」は妻という性別による固定的な役割分担意識や、家庭・職場・政治の場、生活習慣やしきたりなどで、「男性が優遇されている」という意識がまだ残っている状況にあります。

男女が性別にかかわりなく、家庭・職場・地域でいきいき活躍していくためには、男女共同参画の大切さを継続的に啓発しながら、環境の整備を進めていくことが必要です。

### 【推進の方向性】

- 男女共同参画社会実現に向けた男女の意識の改革と人づくりについての学びにより、一人ひとりの問題として「男女共同参画」を考え、実践できる人を育てていきます。
- 健やかな妊娠・出産についての知識を持つもらうための普及・啓発に取り組んでいきます。

### 【具体的取組み】

#### □性別による固定的な役割分担意識と社会慣行の見直し【若者活躍・男女共同参画課】

**自立** 「男女共同参画」についての意識啓発を行い、意識改革の促進を図ります。また、セミナーや交流会の開催、出前講座の実施など、“学びの場”を拡充します。

#### □男女共同参画を推進する教育と学習の充実【若者活躍・男女共同参画課】

**自立** 子供から高齢者まで、「男女平等」の意識を持ちながら、男女共同参画の意識を醸成する教育と能動的に学習する機会を提供する施策を展開します。

#### □女性リーダーの育成【若者活躍・男女共同参画課】

**創造** 男女共同参画の基礎知識、地域で男女共同参画社会づくりを推進する方法、リーダーとして活動するスキル等を学ぶことができる講座を開催します。

#### □妊娠・出産等に対する正しい知識の啓発【子ども家庭課】

**自立** 女性が、自分の身体に対する正しい知識を習得し、積極的な結婚・妊娠に対する意識を持ち、子供を生み育てるライフプランを考える学びの機会を提供します。

## ②社会貢献活動・NPO活動

### 【現状と課題】

本県では、「山形県社会貢献活動推進計画」を策定（平成24年3月）し、「県民の社会貢献活動への参加促進」「NPOの活動基盤の充実・強化、NPOの自立」「災害時におけるNPOの機能発揮」という基本目標を掲げ、種々の取組みを進めてきました。

このうち、生涯学習との関わりが強い「県民の社会貢献活動への参加促進」においては、①NPO法人の認証数が5年間で約1.2倍に増加（人口10万人当たりの法人数は39.5で東北2位（平成29年6月末現在））②ホームページによるNPO等の情報発信機能の整備（「山形発！ボランティア&NPO情報ページ」）③NPO活動促進大会開催による県民、NPOの交流の促進が成果として挙げられています。今後も県民の社会貢献活動への参加を促すため、社会貢献活動の紹介やNPOの情報発信への支援が必要です。

### 【推進の方向性】

- 社会貢献活動・NPO活動に対する県民の理解を更に高めるために、NPO情報の県民への発信、県民が社会貢献活動の情報を得やすい場づくり、やまがた社会貢献基金などの支援制度の活用促進に努めています。

## 【具体的取組み】

### □社会貢献活動顕彰事業の活用【県民文化スポーツ課】

**協働** 県民の社会貢献活動への関心を高めるため、社会貢献の効果やモデル性が高い活動を顕彰し、その授賞式での活動発表会を公開で行い、県民が参観できるようにします。

### □やまがた社会貢献基金の活用【県民文化スポーツ課】

**協働** 県民の社会貢献活動への理解を促進するため、助成事業の公開プレゼンテーション審査や成果報告会の公開により、地域課題の解決に取り組む活動を学ぶ機会を提供します。

### □NPOの情報発信【県民文化スポーツ課】

**協働** 県民が社会貢献活動の情報を得やすくするため、NPOによる取組みやボランティア募集などの情報をホームページ上で公開します。

## ③健康づくり

### 【現状と課題】

本県では高齢化が急速に進展し、高齢者人口(65歳以上人口)は、約34万4千人で、総人口に占める割合は30.8%（平成27年10月現在）、高齢化率は、全国第7位の高い水準にあります。また、本県の平均寿命は、男性が80.52歳、女性が86.96歳（平成28年）となっております。

一方、年間死者数は、15,181人で、そのうち三大生活習慣病による死亡は約5割を占めています。

図4 山形県の三大生活習慣病粗死亡率の推移

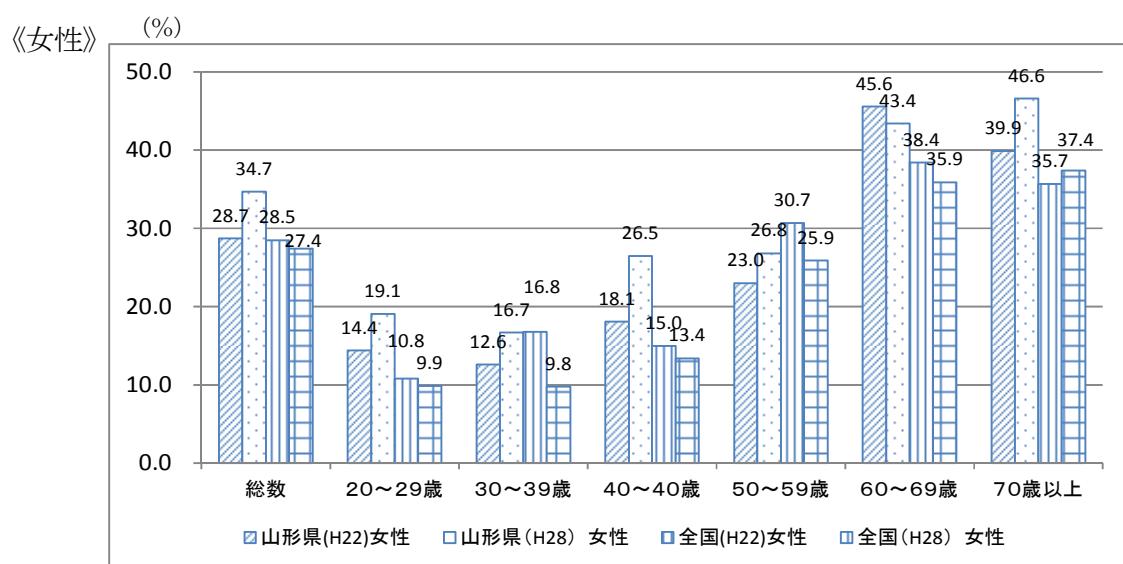
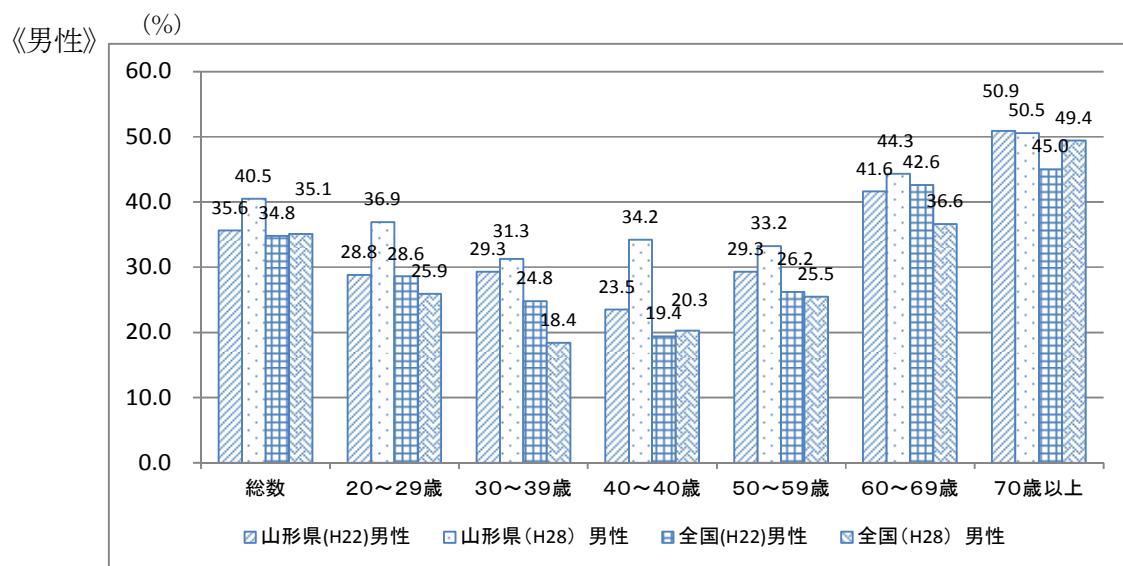


資料【人口動態統計】

また、平成28年県民健康・栄養調査によれば、成人の運動習慣者（※）の割合は、男性40.5%、女性34.7%と、前回（平成22年）の男性35.6%、女性28.7%からいずれも増加しており、男女ともほぼ全ての年代で割合が増加しています。このことから、健康意識の向上から習慣に結び付いていると推測されます。

※運動習慣者；1回30分以上、週2回以上、1年以上運動を継続している者。

図5 運動習慣者割合



資料【H28 県民健康・栄養調査、国民健康・栄養調査】

※平成28年県民健康・栄養調査の結果は概数。平成29年度末確定予定。

県民一人ひとりの健康が生活向上の基礎となることを踏まえ、今後とも健康づくりに関する取組みを推進していくことが必要です。

### 【推進の方向性】

○健康づくりに対する自発的な学びを実践していくための知識や技能を身につけられるような環境の整備や情報提供を行っていきます。

### 【具体的な取組み】

#### □県ホームページによる情報提供【健康長寿推進課健康づくりプロジェクト推進室】

**自立** 県民の健康づくりを支援するため、県のホームページにおいて「やまがた健康づくり情報」として、総合的な健康づくりについての情報や関連情報を発信します。

## □高等教育機関における学びの場の提供【学事文書課、健康長寿推進課健康づくりプロジェクト推進室】

**自立** 健康づくりに対する自発的な学びを実践していくために、山形県立米沢栄養大学<sup>12</sup>の教育・研究成果を活用し、健康づくりに向けた学習機会を提供します。

## ④ボランティア活動

### 【現状と課題】

経済活動の成熟化により生活水準が向上し、個人の自由時間も増えています。そのような中で精神的な豊かさ、生きがいのある人生、自己実現などが求められ、加えて学習するだけではなく、その学習成果を地域社会の発展やボランティア活動に生かしたいと考える人が増えています。

社会生活基本調査（平成 28 年 総務省）によると、本県のボランティア行動者率は、全国 11 位となっています。また、県政アンケート調査（平成 28 年）では、ボランティア活動への参加状況は、「参加したいという意欲や気持ちはあるが、機会がなく参加したことはない」が 19.5%、「都合や事情により参加することができない」が 29.2% と合計 48.7% の県民は潜在的に社会貢献活動に参加したいという意識を有しています。東日本大震災後、被災地の隣接県として、様々な形で被災地支援や避難者支援のボランティア活動が行われています。

今後とも県民のボランティアに対する意識の啓発を図りながら、ボランティアの育成と支援を継続することが必要です。

### 【推進の方向性】

- より身近な自治会・町内会単位等での相談・見守り・支援のネットワークや地域学校協働活動におけるボランティア活動、市町村域、県域のそれぞれのネットワークの構築と拠点の設置を推進していきます。
- 地域活動を促す学習機会を充実すると共に、学んだ成果を生かせる場の拡大と周知に努めています。
- ボランティア・NPO等の活動が多岐にわたっていることを踏まえ、情報を共有化するとともに、連携方策や活動の質を高めるための方策について検討していきます。

### 【具体的な取組み】

#### □地域におけるボランティア活動支援【地域福祉推進課、文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**協働** 住民によるボランティア活動の活性化を図るため、県や市町村のボランティアセンターによる相談機能の充実や、地域学校協働活動におけるボランティアのコーディネート等、活動のネットワーク化等を推進します。

#### □ホームページ「山形発！ボランティア&NPO情報ページ」の運営【県民文化スポーツ課】

**協働** NPO等による情報発信を支援するため、NPO等がイベントやボランティア募集

<sup>12</sup>山形県立米沢栄養大学：平成 26 年 4 月、米沢市に開学した1学部1学科(管理栄養士養成課程)の4年制大学。

などの情報を書き込めるホームページを運営します。

#### □公益財団法人山形県総合社会福祉基金、やまがた社会貢献基金による支援

【地域福祉推進課、県民文化スポーツ課】

**協働** 地域の問題や社会的な課題を解決するため、ボランティアやNPOが取り組む事業を支援します。

#### □県とNPOとの協働事業の推進【県民文化スポーツ課】

**協働** 多様化する行政ニーズにきめ細やかに対応するために、NPO等との協働が有効であるため、庁内の実態調査とともに優良事例の共有などに努めます。

### ⑤安心な生活のための学習活動

#### 【現状と課題】

自分で自分を守るのは「自助」、お互いに助け合うことは「共助」です。災害に見舞われた時、行政等が行う「公助」が活動を始めても、その援助の手が一人ひとりの元に届くようになるまでにはある程度の時間がかかります。被害を最小限に抑え、早期の復旧・復興を可能にするためには、「自助」、「共助」、「公助」のいずれも欠かせません。このことは、「犯罪のない安全で安心なまちづくり」においても同様です。自分の安全は自分が守るという防犯意識を高め、地域の安全は地域が守るという地域コミュニティの形成に努めていく必要があります。

県民の防災・防犯に関する関心は高まっていますが、自助・共助の取組みはまだ十分ではありません。こうした中で、県民が防災や防犯などに高い関心を持ち、災害や犯罪から身を守るとともに、地震などの発生時に的確な行動をとれるよう、学習機会を提供していくことが必要です。

また、契約トラブルなどの消費者被害を防止し安心して消費生活を営めるよう、消費者教育・啓発のための学習機会を提供していくことも必要です。

#### 【推進の方向性】

○市町村の各地域にある「自主防災組織」の結成率を高めていくことと、活動内容を充実させていくための学びを支援していきます。

○「第3次山形県消費者基本計画（第2次山形県消費者教育推進計画）」に基づいて、ライフステージに応じた消費者教育・啓発のための学びを支援するとともに、地域における消費者啓発の担い手を育成していきます。

#### 【具体的な取組み】

##### [防災活動]

###### □出前講座の開催【危機管理課・総合支庁総務課】

**自立** 自主防災組織の立ち上げのため、各総合支庁総務課防災安全担当が窓口となり、出前講座を実施します。

□リーダー研修会の開催【危機管理課・総合支庁総務課】

**創造** 防災に係るリーダーを育成するために、総合支庁ごとにリーダー研修会を実施し、自主防災組織の組織化や活動内容の充実に資する研修と情報の提供を行います。

□アドバイザー等の派遣【危機管理課・総合支庁総務課】

**創造** 自主防災組織を立ち上げた地域の実践力強化を図り、防災活動を充実させるため、求めに応じてアドバイザー等を派遣します。

[防犯活動・消費者被害防止]

□県の広報媒体による広報・啓発の推進【くらし安心課、消費生活センター】

**自立** 防犯の活動の必要性を広く県民に広報するとともに、消費者被害防止のための啓発を行うため、県広報誌「県民のあゆみ」やホームページ、テレビ、ラジオ等あらゆる媒体を用いて広報を行います。

□地区公民館等における防犯出前講座（出前交番・駐在所）の開催【くらし安心課】

**自立** 地域住民の防犯意識の高揚と自主防犯活動の促進を図るため、地区公民館等が行う集会や研修会等に講師を派遣して、防犯出前講座を実施します。

□地域防犯活動を支える人材育成と研修会の開催【くらし安心課】

**創造** 地域防犯リーダーの育成と資質向上を図り、自主防犯活動を推進します。また、防犯活動マニュアルや防犯指針を提供し、活動を支える人材の育成を図ります。

□消費生活出前講座の実施及び消費生活講座の開催【消費生活センター】

**自立** 消費者被害の防止のため、市町村や県民からの依頼により地域の公民館等に出向いて、ライフステージに応じた消費者教育・啓発の出前講座を実施します。また、消費生活に必要な情報を誰もが得られる機会を提供するため、県が消費生活講座を開催します。

□地域における消費者啓発の担い手の育成【消費生活センター】

**自立** 地域における消費者啓発を推進するため、行政と消費者を結ぶパイプ役となる消費生活サポーターの数の増加とその活動を支援します。また、消費生活サポーターを含む消費者リーダーの育成のための研修会を開催します。

□食品の安全確保に関する出張セミナーの実施【食品安全衛生課】

**自立** 県が行っている食品の安全性確保に関する取組み等について、県民に直接説明し意見を交換するため、関係各課と連携し様々な機会を利用して出前講座を開催します。

⑥環境教育の推進

【現状と課題】

本県は、数多くの秀麗な山々、県土を縦貫する母なる川「最上川」、全国一の面積を誇るブナの天然林をはじめとする豊かな緑や清らかな水などの美しく豊かな自然に恵まれています。

近年、世界では、干ばつや集中豪雨などの異常気象が頻発し、海面上昇、生態系の変化が見られるなど、地球温暖化による地球規模の環境問題が深刻度を増すとともに、食料生産等への悪影響

なども懸念されるなど、私たちの身近なところにも地球温暖化の影響が及んでいます。

このような中、本県では、省エネルギー行動の普及によるエネルギー消費量の減少、県内における再生可能エネルギー事業の展開や、家庭や事業所、公共施設等における再生可能エネルギー利用の拡大、県民参加の森づくり活動の普及、生活排水処理施設の普及率の向上などに着実に取り組んできました。

一方で、地球温暖化による気候変動への影響や、事業系一般廃棄物の増加、クマやイノシシなど鳥獣による被害の拡大など、深刻化している問題に適切に対処していく必要があるほか、山岳や湧水といった山形ならではの宝を最大限に活用して、それを磨き上げ、広く国内外に発信して活力を引き込み、本県の成長に結びつけていくことが重要です。

本県の豊かな自然環境を将来世代へ継承するとともに、限りある資源を有効に活用し、持続可能な社会を形成していくためには、すべての県民が環境とのかかわりについての正しい認識と理解を深め、日常生活や事業活動において自らが率先して環境に配慮した行動を実践していくことが不可欠です。

#### 【推進の方向性】

- 学校、地域、家庭、職場等の様々な機会で、幼児から高齢者まで、あらゆる世代に対し、環境教育を積極的に展開していくとともに、自主的・主体的に環境保全のために行動ができる人材を育成していきます。
- 省エネルギー、3Rなど身近な環境問題のほか、地球温暖化や再生可能エネルギー、生物多様性などの様々な分野に関する環境教育を進めます。

#### 【具体的取組み】

##### □人材の育成と活用【環境企画課】

**協働** 環境アドバイザー<sup>13</sup>や地球温暖化防止活動推進員<sup>14</sup>など、環境教育の担い手となる人材の発掘・育成、活動する機会の創出、パートナーシップの構築を図り、その継続した活動を支援します。

##### □環境学習プログラムの整備・展開【環境企画課】

**自立** 環境とのかかわりについて正しい認識と理解を深め、日常生活や事業活動において自らが率先して環境に配慮した行動を実践していく人材を育成するため、子供の考える力や行動する意欲を養う、学ぶ機会を提供する環境学習プログラムの整備を進めます。

<sup>13</sup>環境アドバイザー：県環境科学研究所では、環境やエネルギーに関する専門的知見を有する方を環境アドバイザーとして委嘱し、学校や企業等における環境学習の講師として派遣する事業を行っている。

<sup>14</sup>地球温暖化防止活動推進員：「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、知事の委嘱を受けて、地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性について県民の理解を深めるための活動や、地球温暖対策の推進のための国や地方公共団体が行う施策や県民の活動への協力などを行う。

#### □環境保全活動の顕彰【環境企画課】

**創造** 優良取組み事例の顕彰により、取組み意欲の増進を図るとともに、活動を紹介し取組みを促進します。

#### □環境教育拠点機能の充実と利用促進【環境企画課】

**創造** 環境教育に関する相談受付、環境教室や出前講座、環境アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員の派遣など、県環境科学研究センターの機能の充実を図るとともに、県の広報誌やホームページ、フェイスブック等のSNS等を活用した周知等により利用促進を図ります。

#### □環境学習機会の充実【環境企画課】

**自立** 環境学習支援団体<sup>15</sup>の認定数の増加とPRにより、環境学習機会の充実を図ります。また、自然博物園や少年自然の家等の県の施設や、環境学習支援団体等を活用した体験型の環境教育を推進します。更に、地球温暖化、ごみ、自然と生き物、水や森林など、身近なものを題材とした環境学習プログラムの整備とともに、地球温暖化防止活動推進員や関係機関と連携し、地域で子供たちが学習できる機会づくりを進めます。

#### □地域、家庭、職場における環境教育【環境企画課】

**創造** 地域の環境資産を学習素材として積極的に活用し、学校、家庭、地域、職場、民間団体等と連携した地域における環境学習の活性化を図ります。また、人と、木や森とのかかわりを主体的に考えられる豊かな心をもつ人づくりを目的とした「木育」を推進します。家庭においては、一人ひとりが意識を変革し、日常生活における省エネルギー・エコドライブ、廃棄物の3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））などの取組みを促すため、県民総ぐるみでの省エネ運動、ごみゼロ運動等の推進を図ります。更に、職場において実施される学習会への講師の派遣など事業者による環境教育活動を支援するとともに、環境マネジメントシステム<sup>16</sup>の普及を図ります。

### ⑦就業や起業、地域産業の振興

---

#### 【現状と課題】

グローバル化が進展し、世界規模での取引が拡大するなか、本県経済の成長、活性化を図るために、本県が強みとする分野や成長が見込まれる分野に産業集積を図るとともに、急

---

<sup>15</sup>環境学習支援団体：環境の保全に関する情報や体験の機会の提供等を通じて県民の環境学習を支援している企業やNPO等の民間団体を、知事が「山形県環境学習支援団体」として認定しているもの。質の高い環境学習の機会の提供を行っている団体を県民にPRし自発的な環境保全活動への取組みを支援することを目的としている。

<sup>16</sup>環境マネジメント（環境経営）システム：事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境への取組みを実施するために、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取組結果を確認及び評価し、改善していくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みのこと。

速な経済成長が見られるアジアを中心とした地域との経済交流を強化・拡大することが必要となっています。

このように産業や労働者を取り巻く環境が著しく変化する中、企業においては、技術等の高度化、商品の差別化や独創性が重視されており、それらを支える人材や新たな産業を担う起業家が求められています。

一方、本県においても厳しい雇用情勢に伴い、労働者個人ごとの自発的な職業能力の開発とキャリア形成の必要性が高くなっています。産業や企業が求める人材の育成を図るとともに、新規創業への支援や、在職者に対する多様な職業訓練の機会を充実させていくことが必要です。

### 【推進の方向性】

- 就業を希望する誰もが就業できる雇用環境を整備し、地域資源の活用や地域課題の解決などに向けた新たなビジネスの創出・振興につながる学習を提供していきます。
- 新規起業、新規就農の志望者や技能・技術の向上を目指す人に対しては、産業技術短期大学や農林大学校等において技能・技術訓練等の機会を提供するなどして支援します。

### 【具体的取組み】

#### □就業を目指す学習機会の提供【雇用対策課】

**自立** 多様なニーズや課題を持つ若年者、女性、障がい者などに対して、個々の能力を發揮し就業できるような学習機会を提供します。

#### □起業を目指す学習機会の提供【中小企業振興課、工業戦略技術振興課】

**創造** 新たな事業にチャレンジする人材に対して、起業に必要となる情報や経営ノウハウなどを提供し、起業に向けた学びを支援します。

**創造** ものづくりベンチャー企業を創出・育成していくため、山形版ものづくりベンチャー創出支援プログラム（平成29年3月策定）に基づき、若手起業家や経営者・技術者を対象にイノベーション実現に向けた研修を行います。

#### □地域産業振興を目指した学習機会の提供【雇用対策課】

**創造** 地域産業の高度化を支援するために、産業従事者の研修機会を拡充します。

#### □職業能力開発の充実【雇用対策課】

**自立** 県立産業技術短期大学校・県立職業能力開発専門校や民間の認定職業訓練施設において、雇用情勢や社会情勢に対応した職業訓練の充実を図ります。

#### □農林大学校における教育内容の充実【農政企画課】

**自立** 養成部では、高度な農業技術と経営管理能力を有する担い手農業者を育成するため、生産技術に加え農業経営力の向上に向けた教育内容の充実を図ります。

#### □農林大学校における研修内容の充実【農政企画課】

**自立** 研修部では、新規就農者の育成や農業者の所得向上のため、生産・加工・流通・経営の各現場ニーズを把握した研修内容の充実を図ります。

□公益財団法人やまがた農業支援センターの独立就農者育成研修【農業経営・担い手支援課】

**自立** 県内において独立就農を目指す農業経営基盤を持たない新規参入者を対象として、就農に必要な栽培技術や経営ノウハウ等を習得するために、先進農家等での2年間の実践研修を行います。

□福祉・介護サービス提供体制の確保・充実【地域福祉推進課】

**自立** 福祉人材の養成・育成のために、福祉援助に関する専門的知識や技術、介護福祉などの資格取得に必要な知識等を学ぶ機会を提供します。

□若者の能力開発と就労支援【雇用対策課】

**自立** 若年者の県内定着のため、就職や職場定着に向けた職業相談から職業紹介までの一連的な就業支援、職業訓練の実施や若者のUターン就職の支援、フリーターやニート対策等の若者に対する支援を推進します。

## ⑧国際化への対応

### 【現状と課題】

本県における在住外国人の人口は、平成17年の7,703人をピークに減少を続けていましたが、平成29年12月末現在では6,645人で、平成27年度以降、3年連続での増加となりました。国籍別では、中国や韓国の割合が多くなっています。県民の海外渡航者数は、円安や、近隣諸国との関係が影響したことにより近年は減少傾向にありましたが、平成28年には48,856人で、4年振りの増加となっています。

本県は、米国コロラド州、中国黒龍江省、インドネシアパプア州の3地域と姉妹・友好関係にあります。また、市町村の姉妹都市も15か国34都市に達しており、相互訪問により国際理解の推進が図られています。

世界の多様な文化や価値観、生活や行動様式に対する理解を深め、地球的視野で物事を考えることができる国際感覚豊かな人材を育成することが必要です。

### 【推進の方向性】

- 世界の多様な文化や価値観、行動様式に関する理解を深めるため、国際交流団体や教育機関等における国際理解教育や外国語教育の一層の充実を図ります。
- 在住外国人の方々が地域社会の一員として、語学力や母国での経験、日本で学んだ知識などを、地域の活性化に生かすことができる取組みを推進していきます。

### 【具体的な取組み】

□国際理解教育の推進【インバウンド・国際交流推進課国際交流室】

**協働** 国際交流団体及びJICA東北支部等との連携促進や、JETプログラムに基づく県国際交流員や外国語指導助手の積極的な活用を図ります。

□海外の情報提供と在住外国人への支援【インバウンド・国際交流推進課国際交流室】

**自立** 山形県国際交流センター<sup>17</sup>において、海外の文化や事情等の幅広い情報を収集できるように関係資料を整備します。また、在住外国人を支援するために、6か国語による電話相談を行います。

□研修機会の充実【インバウンド・国際交流推進課国際交流室】

**創造** 山形県国際交流協会との連携による日本語教室の開催や日本語指導者の養成、通訳ボランティアとして活躍できる人材の養成に取り組みます。

## (5) 高齢期

今後、高齢者の増加に伴い、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者が増えていくことが予想されます。高齢者にとっての主な課題は、経済問題、健康維持、仲間づくり、生きがいづくり等が考えられます。

また、高齢者の豊富な経験や知恵を地域づくり等に生かすことは、地域の活性化とともに本人の生きがいづくりにつながり、生きがいを持つことで、心身ともに健康の保持増進が可能となります。上記の課題を解決し、元気で生き生きした高齢者が増えていくような環境づくりを行っていくことが求められます。

### ①経済問題・健康維持

#### 【現状と課題】

高齢期の生活については、経済問題・住宅問題・雪問題、そして、健康問題・介護問題・終活の問題等、いろいろな問題が考えられます。それらの問題に対しての市町村の各種学習事業を見ると、「健康・福祉」「スポーツ・レクリエーション」「地域学習」に関するものが多くを占めています。しかし、まだ未実施の市町村がある等まだ不足している状況です。

高齢者にとって、将来の不安は経済問題のことと健康・介護に関するものです。高齢期を豊かに暮らすためには、必要に応じて就業を促進し生活基盤を確立することと、健康であることが大切です。安心・安全に生活することができる生活環境の整備と、疾病の早期発見・早期治療とともに、疾病の発生を予防するための生活習慣の改善と健康管理・健康の保持増進が求められます。そして、生きがいを持って社会参加ができるような機会を充実していくことが必要です。

#### 【推進の方向性】

○必要に応じていつまでも元気で働くことができて家庭経済が安定していること、そのような観点から生活を見つめ直し、安心・安全な生活を送ることができるような環境整備ができるよう、意識の啓発を図っていきます。

<sup>17</sup> 山形県国際交流センター：山形駅西口に建つ霞城セントラルの2階にあり、県民の国際交流活動や国際協力活動を支援している。

- 健康づくりに対する関心を高め、自発的に健康づくりに関する学びと実践を進めることができますよう、知識と技術の提供や健康づくりに関する意識の啓発を図っていきます。
- 住民主体の通いの場の普及を図り、利用者を心身の状態で区別せずに、介護予防・生活支援・社会参加を融合させた取組みを支援します。

#### 【具体的な取組み】

##### □高齢者に関する学びの支援の充実【健康長寿推進課】

**自立** 要介護者を含め、高齢者に対する介護の方法と介護予防についての学びを通じ、県民の介護に関する知識及び技術の習得を支援します。

##### □相談機能の充実【健康長寿推進課】

**協働** 要介護者を含め、高齢者及びその家族が抱える心配ごとや悩みごとに対処するための相談機能の充実により、高齢者及びその家族の福祉向上を図ります。

##### □住民主体の通いの場の普及【健康長寿推進課】

**自立** 高齢者の介護予防・生活支援・社会参加を担う住民主体の通いの場（福祉型小さな拠点）の立上げを支援します。

## ②仲間づくり・生きがいづくり

#### 【現状と課題】

今後ますます高齢者の数が増えていきますが、多くは健康で元気な方々です。元気な高齢者が仲間づくりや地域活動などに積極的に取り組み、生きがいを持って生活することができる環境をつくっていくことが必要です。

本県には、平成29年4月現在1,153の老人クラブがあり、60歳以上の人口の約11%にあたる46,464人が加入しています。老人クラブは、高齢者自らの生活を豊かにする活動にとどまらず、文化伝承活動、環境美化活動、世代間交流事業等の地域を豊かにする社会活動を通して、高齢者の生きがいと健康づくりに取り組んでいます。

こうした老人クラブの活動は、高齢者が意欲的に社会参加する機会にとどまらず、明るく活力ある社会を構築する上で大きな役割が期待されておりますが、高齢者の価値観の多様化やライフスタイルの変化、リーダー不足などの要因から、クラブ数、会員数とも年々減少傾向にあります。老人クラブは地域福祉の担い手として重要な役割を担っており、活動基盤の強化を図っていくことが必要です。

一方、「老人クラブ」という名称や形にこだわらない、各種の「サロン」や趣味の「サークル」等が各地に組織されております。このような組織とも連携しながら、高齢者の仲間づくり・生きがいづくりを図っていくことが必要です。

#### 【推進の方向性】

- 老人クラブが地域に根ざした生きがいづくりや絆づくりなどの活動を展開しながら、地域づくりの先導的団体としての役割を十分發揮できるよう、老人クラブ活動を支援し活性化

を図っていきます。併せて、老人クラブやそれ以外の高齢者のサークルや団体と連携を密にし、地域参画や社会貢献活動を通して、自己実現を図り生きがいづくりに当たることができるよう意識の啓発を図っていきます。

○高齢者の方々の生きがいづくりとして、社会参画や社会貢献が出来るよう、参加しやすい環境づくりと関係団体（NPO、自治組織、各種サークル等）との交流や事業の連携に資する取組みを推進していきます。

#### 【具体的取組み】

##### □老人クラブ活動の支援の充実【健康長寿推進課】

**自立** 山形県老人クラブ連合会の団塊の世代の加入促進のための若手高齢者委員会の設置などの取組みを支援し、老人クラブの活性化を図ります。

##### □研修講座の支援の充実【健康長寿推進課】

**協働** 地域のリーダー役として活動できる高齢者を養成する研修講座の充実を図ります。

##### □高齢者の生きがいと健康づくり支援の充実【健康長寿推進課、文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**自立** 地域学校協働活動への指導者としての参画、高齢者のスポーツ活動や文化活動への参加、市町村や社会福祉協議会等が実施している文化伝承活動、健康増進活動等の介護予防・生活支援事業の促進を図ります。

#### 【コラム-市町村等の取組みから①…多様化する住民の学習ニーズへの対応】

##### 米沢市「米沢鷹山大学」について

少子高齢社会が進む中、人と人とが出会うきっかけとなる場と生涯学習社会の実現をめざし、学習機会の提供や運営等を行う組織として、「米沢鷹山大学」が立ち上げられました。その後、平成23年度には、市民による自主運営組織として再スタートをきり、「いつでも、どこでも、だれもが学習できる」ことをめざした取り組みを展開しています。

受講者の年齢層を見ると、平成28年度の調査では50歳代以上が75%を占めており、成人期・高齢期の市民の貴重な学びの機会となっています。

この取組みのねらいは、市民が主体となって、相互に学び合い・教え合い・高め合うことで、まちづくり・人づくりに貢献することにあります。このねらいを達成するために、様々な取組みを展開していますが、その中で特筆されるのは、入門的なものから専門的なものまでニーズに対応した様々な学習機会（「市民おしゃうしな力レッジ（講座）」）の開設・情報発信と運営を行っていることです。また、学習成果の発表の場として米沢市主催の生涯学習フェスティバルを位置づけたり、生涯学習ボランティア（マナビスト）を育成したりして、学びを通した生きがいづくりにつなげています。

このような、成人期・高齢期を中心とする市民の主体的な学びを通して、「交流の場の提供（人と出会うきっかけの場、学ぶ喜びと教える喜び）」、「組織化の促進（新たなコミュニティやサークル等の創設）」、「学びの循環（学んだ知識・経験を活用）」が図られてきています。今後は、市民のニーズの把握と周知（宣伝）方法の更なる工夫と、メディアやSNS等を活用した情報発信等を通して、学びの輪がさらに広がっていくことが期待されます。

## (6) スポーツ推進

平成 23 年に制定された「スポーツ基本法」の前文には、スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために行われ、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものと位置付けられています。

また、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、青少年の人格の形成に大きな影響を及ぼすもの、地域社会の再生に寄与するもの、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすもの、社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するもの、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすもので、国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性を示しています。

このようなスポーツの果たす役割を踏まえ、県では、平成 25 年に策定した山形県スポーツ推進計画に基づき、自ら行う「する」スポーツの推進とともに、スポーツの観戦やスポーツボランティア、スポーツイベントへの参加等、「支えあう=みる・支える・交流する」という多様なスポーツとの関わりを促進し、県民の誰もが、生涯にわたり、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境を創出し、充実した豊かな生活の実現が求められています。

### ①生涯スポーツの推進

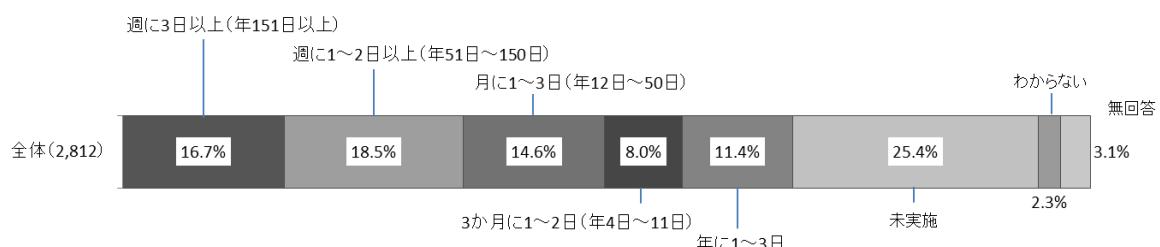
#### 【現状と課題】

健康志向の高まりなどから、スポーツに関心を持つ人は増えてきており、多種多様なスポーツに親しんでいます。

「県政アンケート調査（平成 28 年 12 月）」によると、この 1 年間にスポーツや運動を行った人に、スポーツや運動を行った日数をたずねたところ、「週に 1~2 日(年 51~150 日)」が 18.5% と最も高い割合に、次いで「週に 3 日以上(年 151 日以上)」、「月に 1~3 日(年 12~50 日)」の順となっています。

週に 1 日以上スポーツや運動を行った人の割合は、増加傾向にあるとはいえ、全体の半数以下と、定期的・継続的にスポーツを実施している人は、まだ多いとは言えません。各年齢層や性別等、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動を推進する必要があります。

図 6 この 1 年間にスポーツや運動を行った日数



資料【県政アンケート】

総合型地域スポーツクラブ（以下、「総合型クラブ」という。）は、地域の人々に年齢、興味、関心、技術、技能レベルに応じた様々なスポーツの機会を提供することができる、多種目、多世代、多志向のスポーツクラブです。本県では、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」を合言葉に、現在 34 市町村に 63 クラブが設立又は準備中であり、設置率は 97.2%で全国 8 位（平成 29 年 7 月現在）となっています。

県民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備することは、地域住民の結びつきを強め、地域の一体感を生み、コミュニティ形成に大きく貢献するものです。住民同士が連携・協働して運営する総合型クラブが、スポーツを通じた地域の課題解決の担い手としての重要な役割を果たしていくよう、さらなる育成とその活動の充実が必要になります。

### 【推進の方向性】

- 県民がライフステージに応じてスポーツ活動に取り組むことは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むために不可欠であることから、誰もが、興味・関心・適性等に応じて日常的にスポーツに親しめる環境の整備を確保するとともに、地域住民の結びつきを強め、地域コミュニティの活性化を図ります。
- 本県の持つ豊かな自然環境や家族・地域の絆を生かしたスポーツプログラムを開発し実施できるよう、普及・啓発に努めていきます。
- 地域スポーツで育ったトップスポーツ選手が、その経験を地域スポーツに還元していく、スポーツ界における好循環を創出し、本県スポーツ界の活性化を図ります。

### 【具体的取組み】

#### □ライフステージに応じたスポーツ活動の推進【スポーツ保健課】

**自立** 県スポーツ・レクリエーション祭の開催などを通じて、県民のスポーツに親しむ機運の醸成を図ります。また、ライフステージに応じたスポーツ活動の実態を把握する調査研究を定期的に実施・検証を行いながら、多様なスポーツ活動を促進します。

#### □地域性を生かしたスポーツの促進【スポーツ保健課】

**自立** 学校においては、自然との関わりの深いスキー、スケートや水辺活動などについて、地域や学校の実態に応じて積極的に行うよう努めます。

#### □地域と連携したスポーツツーリズムの推進【県民文化スポーツ課】

**協働** 地域内の様々な団体と連携して、スポーツと観光を融合させた「スポーツツーリズム」に取り組む団体に対して支援を行います。

#### □安全なスポーツ活動実施のための事故防止・障害の予防【スポーツ保健課】

**自立** スポーツ事故・障害等にかかる最新のスポーツ医・科学的な知見を学習するための研修会を実施します。

#### □総合型クラブの自立と活動の充実【スポーツ保健課】

**自立** 総合型クラブがスポーツを通じた地域の課題解決の担い手として重要な役割を果たしていくよう、市町村の人口規模等の実態に応じたクラブ育成とその活動の支援に努め

ます。

□広域スポーツセンターの機能強化【スポーツ保健課】

**自立** 広域スポーツセンターが、生涯スポーツ推進の中心的な役割を担う組織となるよう  
に、総合型クラブの運営のノウハウ等を助言できる「クラブアドバイザー」を配置します。

□幅広い地域スポーツ指導者の養成【スポーツ保健課】

**創造** 地域スポーツの推進のために、スポーツ団体と連携して講習会等を開催し、資質の  
高い指導者の養成に努めます。

□広域スポーツセンターにおける情報提供の充実【スポーツ保健課】

**自立** 県内5箇所にある広域スポーツセンター<sup>18</sup>の機能を最大限活用し、地域住民のニー  
ズに対して、きめ細かな対応に努めます。

## ②競技スポーツの推進

### 【現状と課題】

2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定し、誰もが世界最高レベルの競技  
スポーツ・障がい者スポーツを身近に感じができる機会となるほか、本県関係選手の  
出場・活躍が期待されます。本県では、全国トップレベルで活躍する選手・チームを育成・  
強化し、各種全国大会での活躍に向けた競技力向上の取組みを行ってきました。その結果、  
全国規模の大会に加え、オリンピック等、国際舞台で活躍する選手も育成されています。

また、YAMAGATA ドリームキッズをはじめ、優れた素質を持つジュニア選手の発掘とトップ  
選手に至るまでの一貫指導体制の確立に向けた取組みを展開するとともに、将来リーダーと  
して社会に貢献する人材を養成してきました。今後は、これまで本県のお家芸としてきた競  
技の再構築や新たな得意競技の育成を図るなど、競技力向上に向けた戦略的な強化策を講じ  
ていく必要があります。

更に、指導者の高齢化に対応するための世代交代の促進、競技水準の向上に対応した高度  
な専門的知識と指導力を持つ指導者の養成・確保、競技力の向上を支えるスポーツ施設の整  
備・有効活用に向けた対応が求められます。

### 【推進の方向性】

- 本県関係選手が全国や世界を舞台に活躍できるよう、ジュニア期からトップレベルまで戦  
略的に競技力の向上を図ります。
- アスリートの技術や経験、人間的な魅力を地域におけるスポーツに還元することで、障が  
い者スポーツを含め、本県スポーツ界の競技力と裾野の拡大を図ります。
- ジュニア選手に、優れた人間性とリーダー性を兼ね備えた人間力を育み、学業とのバラン  
スも含めキャリアデザインの重要性を認識した育成を図っていきます。

<sup>18</sup>広域スポーツセンター：市町村の総合型スポーツクラブの創設や育成、活動全般にわたる支援を行う。県では、  
県教育府スポーツ保健課内に「中央広域スポーツセンター」を、県内4教育事務所内(村山地区-寒河江市、最上  
地区-新庄市、置賜地区-長井市、庄内地区-三川町)に「地区広域スポーツセンター」をそれぞれ設置している。

## 【具体的取組み】

### □ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の充実【スポーツ保健課競技スポーツ推進室】

**協働** 全国や世界で活躍できるトップアスリートを発掘・育成・強化するため、スポーツ団体や地域等との連携により、ジュニア期からトップレベルに至る体系的かつ戦略的な支援を強化します。

### □競技力向上に向けたスポーツ環境の整備【スポーツ保健課、スポーツ保健課競技スポーツ推進室】

**創造** 高度な専門的能力を有する指導者と、質の高い審判員等を育成・確保することで競技力の向上を図ります。

**自立** 競技力向上の中核・拠点となり、競技会に供するスポーツ施設については、既存施設の活用促進に努めるとともに、市町村との役割分担による計画的な改修などにより、整備・有効活用を図ります。

### □全国規模の大会開催の推進【スポーツ保健課競技スポーツ推進室、県民文化スポーツ課】

**創造** 全国的な大会を計画的に開催し、選手の強化・育成を図ることにより、競技水準の更なる向上に取り組みます。また、開催地域の人々と大会に参加する選手・関係者、観戦者との交流等を通して、地域の活性化を推進します。

### □県スポーツ界における好循環の創出に向けたスポーツの推進

【スポーツ保健課、スポーツ保健課競技スポーツ推進室、県民文化スポーツ課】

**協働** 県スポーツ界の好循環を創出するため、スポーツ界と地域とが一体となって「支えあう」スポーツの基盤整備、トップスポーツと地域スポーツとの好循環システムの構築、スポーツにおける環境活動の取組み等を総合的に推進します。

### □スポーツを通した交流の促進【スポーツ保健課競技スポーツ推進室、県民文化スポーツ課】

**創造** 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組み及びスポーツの全国大会や国際大会が本県で開催される機会を活用し、国内外のスポーツ選手と地域の交流を促進します。

## 【コラム-市町村等の取組みから②…多様化する住民の学習ニーズへの対応】

### 東根市「生涯学習フェスティバル」について

毎年11月の日曜日に開催されるこのフェスティバルは、「まちづくりの原点は人づくり」を基本理念に、市民と行政が一体となって生涯学習活動の推進を図り、東根市の生涯学習の核となる事業として、平成29年度で26回（平成4年～）を数えます。

このフェスティバルの特長は、幼児から高齢者まで幅広い年齢層の参加者があることと様々なジャンルの発表があること（平成29年度：ステージ発表40団体、展示発表8団体）、日頃の生涯学習活動の成果発表の場として、市民の活動のモチベーションを高めていくこと、市民や関係団体で実行委員会が組織され、市民主体の活動とリーダー育成の推進が図られている点にあります。

また、このフェスティバルは、市内外より多数の来場者があり、健康・栄養相談等の健康まつりやスポーツ体験広場等の協賛事業を屋内外にわたり同時に開催しており、生涯学習の祭典として盛大に開催されています。

これからも「主体的な『まなび』による自己啓発」「健康づくり・生きがいづくり」等、全ての参加者の想いを大切にできる催事を目指しています。

## Ⅱ 連携・協働による推進体制・学習環境の整備

### 1 生涯学習推進体制の充実

#### 【現状と課題】

県の生涯学習推進体制を整備し、組織間の連携によって、県民に対し充実した学習の機会を提供していくことが必要です。

また、市町村は、生涯学習振興の中核となる社会教育関係職員の現状や、社会の要請にこたえる生涯学習の展開の必要性を踏まえ、担当職員を対象とした「人づくり」や「地域づくり」にかかる研修の開催や、担当職員に対する相談体制の充実などの支援を希望しており、県はこれらに対応していく必要があります。

さらに、学習活動の成果を社会に還元していくために、学習者自身が新たな学びの場を企画し、運営していく取組みを支援していく必要があります。

#### 【推進の方向性】

- 県の生涯学習推進体制を整備し、各組織等と連携を図り県民の学習を充実させていきます。
- 市町村における生涯学習振興のため、社会教育関係職員の取組みを支援していきます。また、市町村における地域学校協働活動の取組みを支援していきます。
- 学習者自身が学習活動の成果を生かし、新たな学びの場を企画し、運営していく取組みを支援していきます。

#### 【具体的な取組み】

##### □県の生涯学習推進体制の整備【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**協働** 平成25年度に設置した、山形県生涯学習推進委員会の機能を充実させ、関係部局等が更に連携し、総合的に施策が展開されるよう努めます。また、外部有識者で構成する生涯学習検討委員会も継続して開催し、計画の進捗状況や評価を報告し、それに対する提言をいただきます。

##### □社会教育関係職員等の研修の充実【文化財・生涯学習課生涯学習振興室、山形県生涯学習センター】

**創造** 山形県生涯学習センターや山形県社会教育連絡協議会等と連携し、市町村の社会教育関係職員等を対象に、市町村の課題やニーズに応じた研修会を開催します。

##### □市町村の生涯学習振興に関する支援【文化財・生涯学習課生涯学習振興室、山形県生涯学習センター】

**協働** 市町村からの相談に応え、研修会の開催、学習プログラムの開発等を支援します。

##### □社会教育主事有資格教員の養成と市町村教育委員会における社会教育主事発令の促進

【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**自立** 社会教育主事有資格教員の必要数を確保するために、教育事務所の実状に合わせ社会教育主事講習へ教員を計画的に派遣したり、大学の社会教育主事養成課程で科目を修得した者の確認を行ったりします。また、市町村教育委員会事務局において、社会教育法に

基づき社会教育主事の発令がなされるよう、市町村教育委員会への働きかけを進めます。

#### □社会教育主事有資格教員の資質向上と学校・家庭・地域との連携・協働の推進

【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**創造** 地域と学校の連携・協働体制を推進するために、学校に、校務分掌として地域連携担当教員を位置付けることを推進します。また、社会教育主事有資格教員の資質向上を図るために、研修会の開催や情報提供等を行います。

#### □リーダー育成講座等の充実【文化財・生涯学習課生涯学習振興室、山形県生涯学習センター】

**創造** 県民一人ひとりが地域や社会の担い手となり力を発揮できるようにするために、市町村と連携して、リーダー等の育成を行います。

### 【コラム-市町村等の取組みから③…地域づくり・絆づくり】

#### 鶴岡市「市委嘱生涯学習推進員による地域の学習活動、交流活動」について

鶴岡市では、早くからコミュニティセンター化が進んでおり、市民・地域・行政が連携・協力のもと、将来にわたり安全・安心で心豊かな暮らしを築くために、地域の特性を活かした住民主体による持続可能な地域づくりが進められています。地域住民が生きがいに結びつくような生涯学習に出会い、様々な学習活動が展開できる環境づくりのための方策の一つが「鶴岡市生涯学習推進員」の配置です。これは、市が委嘱する非常勤特別職で、主に各学区・地区のコミュニティセンター、地域活動センター等に配置されており、市民部コミュニティ推進課が担当しています。

生涯学習推進員は、各コミュニティセンター等の事務局職員と連携しながら、誰もが参加しやすい生涯学習活動を企画・運営する仕掛け人と言えます。平成29年度は市全域で170名の推進員が活躍しています。この取組みは、地域の生涯学習振興とともに地域における人材育成のねらいも兼ねているため、推進員のスキルアップや相互の情報交換・交流等を目的として研修会を実施していて、「生涯学習推進員が地域の生涯学習に関わることにより、企画立案面でアイデアや広がりが生まれてきた」「生涯学習推進員が人と人をつなぐ役割も担っている」といった成果が見られています。平成29年度は、研修で学んだ「気づき・振り返り」の重要性が共有され、活動日誌への記入が定着しつつあります。

この先、人口減少、少子高齢化、価値観の多様化等により、地域が一体となって考えていかなければならぬ課題も多くなってきています。今後さらに生涯学習推進員とコミュニティセンター等が連携し、地域の実情に合わせた効果的な事業開催と地域の負担軽減につなげていく予定です。

## 2 学習情報提供・相談の充実

### 【現状と課題】

子供から高齢者までのあらゆる年齢層の県民が、学習内容に興味をもち主体的に学ぶことができるよう、学習機会の充実とともに、学習情報の提供や相談を今後も充実させていくことが必要です。

### 【推進の方向性】

- 県民の学びの充実のため、学習機会の提供とともに、いつどこでどのような講座等が行われているかという広域的な学習情報を提供していきます。
- 収集した学習情報等を市町村に提供することにより、市町村の公民館やコミュニティセンター等における学習情報センター機能の充実を支援していきます。

### 【具体的取組み】

#### □学習情報の提供【文化財・生涯学習課生涯学習振興室、山形県生涯学習センター】

**自立** 県や市町村等が実施する学習情報や講師に係る情報等を幅広く収集し、ホームページ等を活用して県民に情報を提供します。

#### □学習機会の提供【関係各課・室、山形県生涯学習センター】

**自立** 講座の開設に加え、県民の地域生活と関わりの深いものを対象に、出前講座も行います。

#### □市町村からの相談への対応【文化財・生涯学習課生涯学習振興室、山形県生涯学習センター】

**協働** 学習情報や講座の運営、講師の照会への対応等について、市町村の相談に応じ、取組みを支援します。

## 3 学校・家庭・地域の連携・協働

### (1) 郷土愛の醸成

本県第3次総合発展計画短期アクションプラン《平成29~32(2020)年度》のテーマに「郷土愛を育み未来を築く子育て支援・多彩に活躍する人づくり」が掲げられています。

山形には、緑あふれる豊かな自然、4つの地域毎に特色のある歴史、草木塔などに象徴される生きとし生けるものを畏れ敬うという感性を大切にしてきた風土、世界で活躍した偉人や地域の発展に尽くした先人等、誇るべき資源があります。

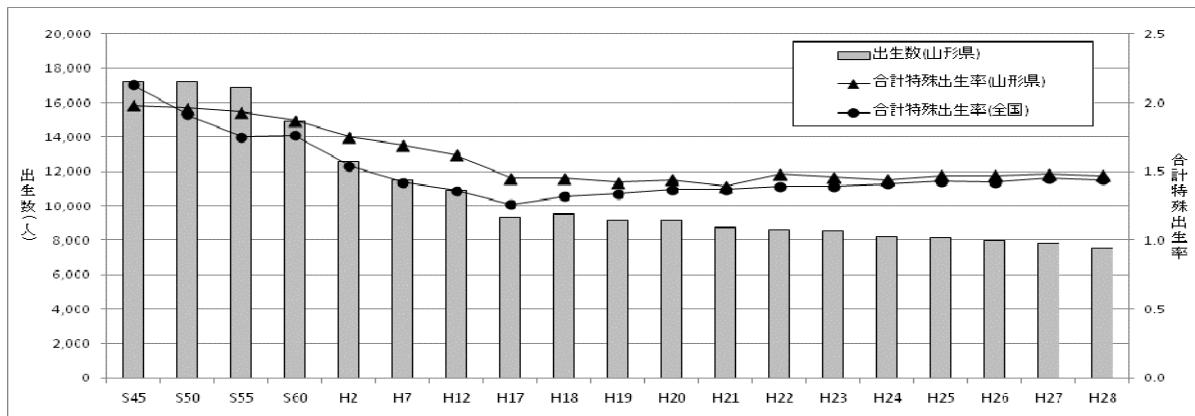
グローバル化が進展する中、県民一人ひとりが自らの「心の拠りどころ」を持って生きることができるよう、郷土の自然や歴史、伝統文化、先人の業績等に対する理解を深めることは、輝く山形の未来をひらく人づくりを進めるうえで極めて重要です。

郷土愛に基づいた県民の多様な力を引き出す生涯学習を進めるために、県民誰もが郷土山形に愛着を感じることができる学習環境づくりを、学校・家庭・地域が連携・協働しながら進めています。

### 【現状と課題】

厚生労働省の人口動態統計によれば、本県の合計特殊出生率は、第2次ベビーブーム(昭和46年から49年まで)以降減少傾向が続き、平成21年に1.39にまで落ち込んだ後上昇に転じ、平成28年は1.47となっています。出生数も減少傾向にあり、平成28年は7,547人となっています。

図7 合計特殊出生率と出生数の推移



資料【H29 人口動態統計（厚生労働省）】

本県の人口は、平成8年から減少が始まり、平成19年には、戦後初めて120万人台を割り込みました。国立社会保障・人口問題研究所による「日本の都道府県別将来推計人口<sup>19</sup>（平成25年3月推計）」によれば、本県の人口は、平成47（2035）年には89万人台にまで減少すると見込まれています。人口減少の大きな要因のひとつに若年層の県外転出が挙げられます。

「平成28年山形県の人口と世帯数（山形県企画振興部）」によれば、県外への転出者総数のうち、18歳から29歳までの転出が全体の半数を占めています。中でも、進学や就職に伴う若者の県外転出が若者の人口減少、少子化をもたらしています。

急速な少子高齢の進行は、地域活動を支える世代の減少につながり、その結果、地域のコミュニティ機能が弱体化し、伝統行事や地域文化の継承が次第に困難になるなど、郷土愛や社会力を育む機会の減少につながります。

一方、本県の良さとして、地域行事へ参加している児童生徒の割合が高く、地域とのつながりの強さが表れています。そこでは、地域の方々を講師として学校に招いたり、地域の特色を生かしたキャリア教育を実施したりと、学校が地域と連携して地域を知る取組みを進めています。しかし、郷土の魅力が県民に十分には認識されていないという指摘があります。加えて、社会経済の成熟化に伴い、精神的な豊かさと文化的な生活の実感を求めて、文化芸術活動に接する機会や創作活動へのニーズが高まっています。

文化芸術活動には、作品の鑑賞や自ら創る活動、趣味や教養などの講座等による学習活動があります。また、伝統芸能や文化財の保存及び活用などの分野については、地域の特色や人材を生かした活動が展開されています。本県には、歴史的建造物や出羽三山、最上川などの特色ある文化、豊かな自然の恵みの中で育まれてきた本県固有の文化遺産や風土に根ざした伝統芸能が数多く残されています。これらは、人と人を結びつけ共生する社会の基盤となることから、今後も発展させ、継承していくことで県民の郷土愛の醸成に繋げていく必要があります。

<sup>19</sup>都道府県別将来推計人口：平成22年の国勢調査結果を基準として、平成22年から5年おきに平成52年までの30年間の各都道府県の男女別、年齢5歳階級別人口の推移を推計したもの。

### 【推進の方向性】

- 地域に対する愛着の有無が若者の県外転出の背景のひとつと考えられることから、子供のときから豊かな自然に触れ、地域に関する歴史、伝統文化を学び、郷土の良さを感じすることができる施策を推進していきます。
- 芸術・伝統文化・芸能・生活文化など、多種多様なニーズにこたえる情報提供や学習機会の創出に努めています。
- 県立博物館、公益財団法人埋蔵文化財センター、公益財団法人山形県生涯学習文化財団が運営する山形県生涯学習センター、大学等高等教育機関の施設・機関と連携しながら、学習会や展示会、公開講座等を開催していきます。
- 各地域にある宝（文化財）を「山形の宝<sup>20</sup>」として育成することで、地域の魅力の向上と地域住民の地域への愛着と誇りを育んでいきます。

### 【具体的取組み】

#### □地域における多様な体験・交流活動の促進【学事文書課、環境企画課、文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**協働** 豊かな人間性が育まれるよう、地域住民と連携・協働し、学校、地域社会、身近な自然環境の中で子供が様々な体験、経験を通して成長する機会を提供します。

#### □郷土愛を育む学び・活動の推進【環境企画課、6次産業推進課、県民文化スポーツ課、教育庁総務課】

**創造** 地域への理解と愛着を深め、地域への誇りが更に高まるよう、関係者や団体、学校等との連携により、山形の豊かな自然環境・食を生かした体験活動、農作業体験・文化芸術体験・地域の食文化を学ぶ機会等を提供します。

#### □自作視聴覚教材コンクールの実施【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**創造** 郡土の学びに資する視聴覚教材の自作を奨励するとともに、作品の内容・制作技術の向上と利用促進を図るため、自作視聴覚教材のコンクールを開催します。

#### □地域教材や新聞等の活用【教育庁総務課、義務教育課】

**自立** 郡土を知り、郷土に学ぶ授業を充実させるために、県教育委員会が作成した『郷土 Yamagata - 語って 創る やまがたの未来』や、市町村教育委員会が発刊している社会科副読本や道徳資料、また新聞等の一層の活用を促します。

#### □山形県民の歌「最上川」やスポーツ県民歌「月山の雪」の普及

【広報推進課、スポーツ保健課、教育庁総務課】

**自立** 本県には全国に誇るべき歌（昭和天皇御製の山形県民の歌「最上川」やスポーツ県民歌「月山の雪」など）があることを多くの県民に知ってもらい、活用していただくため、様々な機会を通して普及を図ります。

#### □地域の貴重な資源である伝統文化の保存・伝承【文化財・生涯学習課、文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**協働** 郡土を誇らしく語ることのできる子供を育てるために、地域の人たちが指導者として子供たちの活動に関わるふるさと塾の取組みを推進します。また、子供の活動の成果発

<sup>20</sup>山形の宝：文化財保護の目指すべき状態であり、①地域の住民が保存・活用に参加し、②「知る」「守る」「活かす」取組みが行われている文化財。

表と一般県民との交流の機会を設けるとともに、伝統芸能の指導者間のネットワーク化を図ります。

□文化財の適正な保存と効果的な活用【文化財・生涯学習課】

**協働** 県内にある文化財を次世代に確実に継承するために、保存修理等のための財政支援を行います。また、地域で保存活用する取組みについて、「未来に伝える山形の宝」として登録する制度を活用し、関係部局との連携により総合的に支援し、地域のイメージアップや活性化、新たな交流の拡大につなげるとともに、公開場所や活動内容等の情報提供を行います。

□県民の多様な文化芸術活動の支援【県民文化スポーツ課】

**自立** 山形県生涯学習文化財団等と連携しながら、県内の美術館・博物館や山形交響楽団を支援するとともに、県民の文化芸術活動の促進や鑑賞機会の充実を図ります。

**【コラム-市町村等の取組みから④…学習活動を支える持続可能な体制づくり】**

**最上地域「SHINJO・MOGAMI ジモト大学」について**

平成 28 年度、市町村と最上総合支庁等で構成する最上地域政策研究所が政策提言を行い、平成 29 年度、「もがみ地域理解プログラム運営委員会」が発足、地元の高校と連携し「SHINJO・MOGAMI ジモト大学」が開校されることになりました。この大学開校のねらいは、地域外へ飛び立つ前の高校生に、地域の大人と対話する機会を提供することで、地域のことをより知ってもらい、地元への意識付け、地元定着を図っていくことにあります。

特長として、ジモト大学を運営する「もがみ地域理解プログラム運営委員会」は、最上管内 8 市町村、最上総合支庁、最上教育事務所、管内高等学校、民間団体、学識経験者で構成されていることがあげられます。平成 29 年度の講座の数は、8 市町村を会場に年間 11 講座（計 13 回）で、開催経費は、管内各市町村で拠出している負担金で賄っています。また、学識経験者として東北芸術工科大学の先生が参加し、専門的視点から講座開催の支援にあたっています。

参加した生徒のアンケートでは、「地域の人と協働しながら地域をよくしていきたいと思うか」という設問に対し、実施前、生徒の関心は低かったが、実施後は多くの生徒が「とても思う」と回答するなど、生徒の地元への関心の高まりを窺うことができました。また、地域・学校・行政が一体となり、地域が主体となって授業外での学習機会を提供していく運営体制が構築されてきました。

今後は、より多くの民間団体等、多様な関係者の参画による運営を行い、魅力あるプログラムを高校生に提供していくことによって、「自らジモトの未来を築いていく」という気概を培っていきたいと考えています。

## (2) 地域学校協働活動による子供の育成と地域の創生

子供たちの豊かな学びと健全な育成を支えていくためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、地域社会全体で連携・協働することが求められています。平成29年に教育再生実行会議「第十次提言」を踏まえた学校教育法施行令の一部改正がなされ、今後、学校休業日の分散化（いわゆる「キッズウイーク」）が可能となります。このような動きを踏まえ、今後更に多様な取組みが期待されます。

### 【現状と課題】

家庭や地域の教育力が低下し、学校に対する県民のニーズが多様化・複雑化する中において、学校教育を従来の形だけで進めていくことには限界があります。そのようなニーズに対応していくためには、地域の教育力を活用しながら教育活動の質を高めていくとともに、教員の負担軽減を図り、教員が本来担うべき業務に専念できる環境整備が求められています。

本県では、地域学校協働活動において学校のニーズに応じた平日の学習支援や教育環境の充実を図るとともに、放課後の子供の居場所となる環境を整備するなど、家庭・地域住民が学校の教育活動等を支援してきました。一方、学校が地域コミュニティの核となり、児童生徒の地域行事への主体的な参加や伝統文化の継承等を積極的に推進するなど地域の活性化の一役を担っている事例も多く見られます。

今後、学校と地域の連携・協働を推進していくには、より一層地域全体が一体となって子供を教育していく環境・体制づくりが求められています。それに向け、それぞれの主体が子供の教育に関わる重要性等についての理解を深め、学校・家庭・地域がお互いに補完し高め合う存在として一体的に捉え、相乗効果を発揮していくことが必要です。

### 【推進の方向性】

○小・中学校区あるいは市町村域を対象とした地域学校協働本部<sup>21</sup>の設置を進め、地域の実情に応じて学校と家庭・地域が連携・協働する体制の整備をし、地域の教育力を高めます。

○地域学校協働活動が、地域と学校の円滑な連携・協働のもと行われるよう、地域ボランティア人材の育成と資質向上を図っていきます。

### 【具体的な取組み】

#### □地域学校協働活動の普及・啓発【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**協働** 学校における教育活動への支援と地域の教育力の向上のために、地域学校協働本部の設置を進め、その成果を研修会等で広く県内に情報発信することで、地域学校協働活動の充実を図ります。

#### □学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員等の育成【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**創造** 地域学校協働活動推進員をはじめとする地域ボランティアの資質向上のために、優

<sup>21</sup> 地域学校協働本部：学校と学校支援ボランティア間の連絡調整などを行う地域学校協働活動推進員を配置し、学校内外を通じた子供の生活の充実と活性化を図る体制。

れた実践事例を共有し、他の市町村の事業関係者と情報交換をしながら、活動のあり方について研修する機会を設けます。

#### □学校と地域が互いに補完し高め合う教育体制の推進【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**協働** 学校の教育活動や放課後・土曜日等における地域の教育活動などを、幅広い地域の教育資源を生かして一体的・総合的に推進する仕組み「教育プラットフォーム<sup>22</sup>」を構築し、社会全体で子供を育てていく体制づくりを進めていきます。

### (3) 安全な居場所づくりと体験活動

子供たちが事件や事故に巻き込まれ社会問題化したり、貧困問題など、子供を取り巻く家庭や地域の教育力の低下が指摘されたりしています。このため、地域住民等の協力を得て、放課後や休日に子供たちが安全で健やかにすごせる場で、遊びや様々な体験活動等の機会の充実が求められています。

#### 【現状と課題】

本県でも少子化の進行により、学校が統廃合され学区が広域化して通学手段のスクールバス化が進み、放課後に学校で十分に遊べないという状況が生じてきています。遊び相手がない地域も少なくなく、帰宅後の児童同士の遊びや自然体験活動の減少、学習塾やスポーツ少年団等の習い事をしている子供たちの多忙化等が懸念されています。また、社会力を育むためのボランティア体験、文化体験、世代間の交流機会も不足してきています。

放課後や休日に子供たちの多様な体験活動の場の充実を図るとともに、地域の大人がかかることにより地域の教育力を高め、子供と大人の社会力の育成を図ることが必要です。

#### 【推進の方向性】

- 子供から高齢者までが集える環境を整備するとともに、地域の人的・物的資源を生かした多様な活動プログラムを開発し、地域における豊かな体験の場、学校で学んだ知識を深める場、世代間交流を図る場づくりを進めています。
- 放課後や週末等における子供たちの安全で健やかな居場所づくりを進めるため、「放課後子ども総合プラン<sup>23</sup>」を推進します。

<sup>22</sup> 教育プラットフォーム:各地域学校協働本部における学校支援、放課後等支援、家庭教育支援に取り組むための土台を整え、地域学校協働本部間で相互に人的・物的支援を行うことを持続的に可能にするネットワーク体制。

<sup>23</sup> 放課後子ども総合プラン:放課後の子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、平成19年度に文部科学省が創設した「放課後子ども教室」と厚生労働省が以前から取り組んできた「放課後児童クラブ」の両事業を、総合的に実施する「放課後子どもプラン」が新たに創設されました。

## 【具体的取組み】

### □子供たちの居場所と体験活動の場の確保【文化財・生涯学習課生涯学習振興室、子育て支援課】

**協働** 子供たちの安全で安心な居場所と、多様な体験活動の場を確保するため、文部科学省と厚生労働省が連携して推進する「放課後子ども総合プラン」を実施します。

### □指導者の育成【文化財・生涯学習課生涯学習振興室、子育て支援課】

**創造** 「放課後子ども教室<sup>24</sup>」の協働活動支援員・協働活動サポーター、「放課後児童クラブ<sup>25</sup>」の支援員等を対象に、資質の向上を図るために研修会を実施します。

### □地域における学習機会の提供【子ども家庭課、地域福祉推進課、文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**自立** 経済的な理由や家庭の事情、地域の実情等により、家庭での学習を十分に行うことができなかったり、学習習慣等が身についていなかったりする子供に対して、地域の様々な社会的資源を有効に活用しながら学習機会を提供します。

図8 県内の小学校区数と「放課後子ども教室」「児童クラブ」数の推移



資料【H24～H29 設置状況調査(県生涯学習振興室、・子育て支援課)】

<sup>24</sup>放課後子ども教室：文部科学省が所管する事業で、すべての子供を対象に、地域住民等の協力を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取組み。

<sup>25</sup>放課後児童クラブ：厚生労働省が所管する事業で、保護者が労働等により昼間家庭にいない子供を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供する取組み。

## (4) 読書活動の推進

読書は、読者の感性を磨き想像力をふくらませ、人生を豊かなものにすることから、幼い頃から本に親しむ習慣を身につけることが大切です。

子供の読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校がそれぞれの担うべき役割を果たすとともに、互いに連携しながら社会全体で取り組むことが求められています。

### 【現状と課題】

平成 28 年度子ども読書活動事業調査(県教育庁文化財・生涯学習課)によると、乳幼児期から本に親しむ機会を増やすために、ブックスタート事業や読み聞かせ会等、子供の読書活動事業を実施している市町村が多くあることがわかりました。また、学校においては、就学前に培った読書習慣を教育課程全体で意図的・計画的に伸ばす様々な取組みが行われています。

県では、「第3次山形県子ども読書活動推進計画」を策定(平成 29 年 3 月)し、施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。生涯にわたる読書習慣を身につけさせるためには、幼い頃から本に親しめるような環境を整備するとともに、子供の発達段階に応じて読書に親しむ機会を充実させていくことが必要です。

### 【推進の方向性】

○本が好きな子供を育てるために、家庭や、学校、図書館などの関係機関、ボランティア団体等が連携し相互に協力を図りながら、子供の読書活動に関する取組みや研修機会の一層の充実を図ります。

### 【具体的な取組み】

#### □家庭における読書活動への支援【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**創造** 読み聞かせや読書の大切さについて理解を促すために、ボランティア団体や図書館職員等の支援者、及び親子を対象とした研修活動の充実を図ります。

#### □施設やボランティア団体との連携強化【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**協働** 公立図書館や読み聞かせボランティアとの連携を密にして、子供の読書に対する関心・意欲を高めるような環境の充実に努めます。

#### □学校・家庭・地域が連携した「読育」の推進

【義務教育課、義務教育課特別支援教室、高校教育課、文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**協働** 学校における「読育」を推進するため、PTA や地域読み聞かせ団体等と幅広く連携して、読書活動を取り入れた授業を実施するなど読書活動を充実させていきます。

## (5) PTA活動の充実

PTAは、保護者と教員が連携して学び合い、子供たちの健全な育成を支援する社会教育団体として、様々な活動を実施しています。PTAは、学校・家庭・地域を結ぶ要として重要な役割を担っており、学校や地域の実態に応じたPTA活動の充実が求められています。

### 【現状と課題】

PTA活動は、学校・家庭・地域の連携協力を進める上で重要であり、保護者にとっては地域の社会活動への参加のきっかけとなるものもあります。また、成人期の中でも、仕事や子育て等、特に多忙な時期における貴重な学習機会の場として機能していくことも期待されています。

しかしながら、保護者の共働きや生活様式の多様化等により、PTAに加入しても活動に参加できなかったり、参加について消極的だったりしているとの指摘もあります。

学校行事の支援や地域行事への参加、親子活動や保護者に対する研修会の開催等、PTA活動は多岐にわたりますが、前例にとらわれず学校や地域の実態に応じた柔軟なPTA活動の展開や活性化を図ることが必要です。

### 【推進の方向性】

- 研修活動を通して教育の基盤である家庭の教育力を高め、地域とともに子供たちを守り育てていこうという気運を高めていきます。
- PTA活動の活性化を図るため、研修機会・顕彰制度・情報提供の充実を図っていきます。

### 【具体的取組み】

#### □PTAリーダー研修会の開催【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**創造** PTAのリーダーとしての資質向上のために、県PTA連合会等の関係機関と連携しながら研修会を開催します。

#### □優秀な成果を上げているPTAの表彰【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**自立** PTA組織の運営状況、学校・家庭・地域の連携に関わる状況等において、様々な校種・規模のモデルとなるような、優れた団体を表彰します。

#### □事例集の発行による情報提供【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**自立** PTA活動の活性化を図るため、優れた活動を行っているPTA団体の活動を冊子にして各学校に配布・周知します。

## (6) 障がい者の生涯を通じた多様な学習活動の充実

障がいのある子供が、学齢期に充実した特別支援教育を受けるのみならず、就学前や卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようになります。

関係部局が連携した進学・就職を含む切れ目ない支援体制の整備、障がいのある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援する特別支援教育、障がい者スポーツや障がい者の文化芸術活動の振興等に総合的に取り組むことが求められています。

### 【現状と課題】

平成 26 年の「障害者の権利に関する条約」（障がい者の生涯学習の確保を規定）の批准や、平成 28 年の「障害者差別解消法」の施行等を踏まえ、障がい者が生涯にわたり、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送れるようにすることが重要です。

このため、国においては、障がい者のライフステージ全体に着目して、多様な学習活動を支援する取組を推進する体制を確立し、関係省庁等が連携しながら、教育やスポーツ、文化的施策全体にわたって一体的に推進することとしています。

また、本県では、平成 28 年に「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を施行し、障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に向けた取組みを推進しています。

このため、県及び市町村においても、広く生涯学習、学校教育、社会教育、スポーツ、文化、福祉、保健、医療、労働等の各分野の関係機関が連携し、障がい者の生涯を通じた多様な学習活動の支援を推進していく必要があります。

### 【推進の方向性】

○障がい者の生涯学習支援に必要な推進体制を、関係部局・団体等と連携しながら構築していくきます。

○障がい者の生涯学習支援に係る効果的なプログラムや好事例を収集し、広く紹介していくます。

○障がい者の生涯学習支援に関する情報を、速やかに提供していきます。

### 【具体的取組み】

#### □県の生涯学習推進体制の整備【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**創造** 当分の間は、平成 25 年度より設置している、山形県生涯学習推進委員会の機能を拡充し、障がい者の生涯学習支援に係る情報も含めて意図的に取り上げ、関係部局等が連携し、総合的に施策が展開されるようにします。

#### □障がい者の生涯学習活動に係る表彰制度への推薦【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**自立** スポーツ活動や文化芸術活動を含む障がい者の生涯学習を支える活動について、そ

の内容が他の模範と認められる団体等に対する文部科学大臣表彰への推薦を通して、更なる活動の活性化を図っていきます。

□障がい者の生涯学習の場の提供【障がい福祉課、義務教育課特別支援教育室】

**自立** 障がい者が、自らの可能性を追求し、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようするために、スポーツ活動や文化活動等を含む多様な生涯学習の場を提供していきます。

□障がい者の生涯学習活動に係る好事例の普及【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

**自立** 障がい者の生涯学習支援に係る効果的なプログラムや好事例を収集し、研究大会や研修会、広報誌等を通して広く紹介し、優れた取組みの普及を図っていきます。

□学校等における障がい者に対する理解の推進【障がい福祉課、義務教育課特別支援教育室】

**協働** 障がい者の生涯にわたる学びを支援し、地域とのつながりづくりを進めていくためには、周囲の人々や地域の障がい者に対する理解を進めていくことが必要です。そのために、障がいのある子供たちとの交流及び共同学習の機会を意図的に設けていきます。

また、障がいを理由とする差別の解消について、民間事業所での差別解消の推進役となる「心のバリアフリー推進員」の養成や児童を対象とした差別解消パンフレットの小学校での配布・活用等を通して、障がいや障がい者に対する県民の理解を一層広げていきます。

## 4 大学等高等教育機関・NPO等との連携協力

生涯学習・社会教育行政は、住民のニーズに応じて、多様で豊かな学習の場を提供する観点から、社会教育関係団体、大学等高等教育機関、民間教育事業者、NPO等の団体が創意にあふれた活発な教育活動を展開できるような環境を整備し、地域における生涯学習の取り組みを促進していくことが求められています。

### 【現状と課題】

産業構造の変化、都市化・過疎化、価値観の多様化など社会経済環境が変化する中で、地域における人のつながりや連帯感、支え合いの意識が希薄化し、地縁組織による伝統的な地域コミュニティの機能は低下してきています。その一方で、NPOやボランティア団体、大学等高等教育機関等、地域を限定することなく、特定の目的・テーマのもとに活動を行う新たな地域づくりの担い手が登場し、その活動は活発化してきています。

現在、県内の各大学等高等教育機関では、地域貢献の取組みとして、多岐にわたる分野の公開講座を開催するなど教育・研究内容の地域開放を進めており、県民の多様な学習機会の提供に寄与しています。また、県内の各地域を教育の場として、地域資源の調査研究や地域の人々との交流を通じたフィールドワークを授業に取り入れるなど、大学等高等教育機関と地域との関係が深まりつつあります。

大学等高等教育機関においては、教育・研究活動のほか、地域における生涯学習機会の

提供など社会貢献の取組みの一層の充実が期待されます。また、NPOやボランティア団体、まちづくり団体などを支援していくことが必要です。

### 【推進の方向性】

- 大学等高等教育機関における生涯学習機能の充実を図るため、教育・研究内容の情報発信とその利活用を含めた学習機会の提供や、地域とのかかわりを重視した人材育成への取組みを支援していきます。
- 既存の社会教育関係団体に加えて、NPO等の新たな市民活動団体や様々な民間団体・企業等と連携協力を進めています。

### 【具体的な取組み】

#### □大学コンソーシアムやまがた<sup>26</sup>における公開講座の開催【学事文書課】

**創造** 「ゆうキャンパス・ステーション<sup>27</sup>」を会場として、公開講座の開催、教育・研究内容の情報発信を行い、より多くの人に学習の場を提供します。

#### □山形県立米沢栄養大学及び山形県立保健医療大学における地域貢献

【学事文書課、健康福祉企画課】

**協働** 多様で豊かな学習の場を提供する観点から、山形県立米沢栄養大学及び山形県立保健医療大学において、その教育・研究成果を学びや暮らしの中で役立てる機会を提供し、県民の健康づくりに貢献します。

#### □山形県立米沢女子短期大学における地域貢献【学事文書課】

**協働** 多様で豊かな学習の場を提供する観点から、山形県立米沢女子短期大学において、その教育・研究成果について広く学ぶ機会を提供します。

#### □公益の心のふるさと創りの推進【庄内総合支庁】

**創造** 公益教育研究会、東北公益文科大学と協働して、研修会やセミナーを実施し、公益教育の普及・啓発を行い、公益活動の裾野を拡大します。

#### □地域探訪講座の開催【庄内総合支庁】

**自立** 生涯学習施設と連携・協力し、地域の自然、文化、歴史や先人の生き方など地域資源を題材にした学習の場を設け、地域に対する愛着と誇りを育みます。

#### □地域づくり人材育成研修会の開催【市町村課】

**協働** 地域の資源や魅力を活用した地域づくりの手法などを学んでいく場としてNPOやボランティア団体、まちづくり団体などを対象とした研修会を開催します。

<sup>26</sup>大学コンソーシアムやまがた:県内の高等教育機関連携の一層の推進と地域社会への貢献を目的として、平成16年に設立。県内の大学、短大、高専等が共同して各々の特性を生かした人材育成、教育・研究、地域貢献及び情報発信等に取り組んでいます。

<sup>27</sup> ゆうキャンパス・ステーション:JR山形駅前に設置・運営されている、大学コンソーシアムやまがたの活動拠点及び交流スペース。

## 5 山形県生涯学習センターによる支援

### 【現状と課題】

公益財団法人山形県生涯学習文化財団が運営する山形県生涯学習センター（以下、「センター」という。）は、本県における生涯学習の中核施設として平成2年7月に設置され、本県の生涯学習に関する「人材育成センター・情報センター・研究センター」としての役割を担い、学習講座の開設、人材育成の研修、学習情報の提供・相談の実施、調査活動などの事業を行ってきています。

これまでの全県的な取組みにより、県民の生涯学習への関心や意欲は着実に高まり、今日、様々な分野で生涯学習の活動が展開されるようになっていますが、依然として生涯学習に取り組んでいる人が多いとは言えず、県民への働きかけと支援が必要であること、「社会の要請」にこたえる学びを充実させ、「個人の要望」による学びとのバランスをとっていく必要があることなどの課題を抱えています。

センターは、これからも県と連携を図りながら本県のこれらの課題に対処し、本計画が目指す生涯学習社会の実現に向けてその役割を果たしていく必要があります。

また、具体的な取組みにあたっては、これまでの成果及び社会情勢の変化などを踏まえながら、センター事業について常に検証、見直しを行い、事業の重点化や効果的な展開に一層努めていくことが求められています。

### 【推進の方向性】

生涯学習推進の基本的機能（人材育成・情報・調査活動）を担いながら、特に次のような方向で事業の重点化を図り、本県における学習活動を推進、支援していきます。

- 県民が、身近なところで学習に参画し、学ぶことができるよう、市町村における学習機会の充実などの取組みを支援していきます。
- 地域課題や現代的課題について県民が理解を深める場となる学習の機会の充実と、多くの県民に生涯学習への関心を持つもらうための啓発に、県、市町村、関係機関と連携・協働し、取り組んでいきます。
- 山形県生涯学習情報提供システム(平成26年12月運用開始)を中心とした総合学習情報提供事業について、県民に役立つ情報を発信するという視点からの充実、見直しを行いながら、県民がより利用しやすい提供体制を目指していきます。

### 【具体的取組み】

#### □人材育成

- 創造** 県と連携して市町村等の社会教育関係職員の研修を行い、関係職員の資質向上を図るとともに、生涯学習活動支援者のより効果的なスキルアップを図るため、広域的な研修を実施します。

## □学習情報の提供・相談

**自立** 学習情報に関しては、山形県生涯学習情報提供システムの情報内容の充実を図り、県民ニーズにあわせた情報をホームページで提供します。また、県民から寄せられる生涯学習に関する各種学習相談の充実に努めます。

## □県民主体の学習機会の提供

**協働** 地域や市町村が行う事業や県民の自主的な学習活動に対する支援を行うとともに、連携事業にも取り組みます。また、地域の実情を踏まえた広域的な事業や社会的要請に応じた新しいテーマの講座等の開催に努めます。

## □「山形学」の推進

**自立** センター開設当時から先導的な講座として取り組んできた「山形学」は、生涯学習の一環である以上に、地域学として大きな意義を有していることから、山形県についての多面的で的確な知識を得るために学習の場として継続実施します。

## □生涯学習に関する調査

**創造** 県民ニーズに応じた生涯学習の支援策を検討するため、県と連携して地域の生涯学習活動の実態やニーズを把握するための実態調査等に取り組むほか、県や市町村との情報交換や意見交換を積極的に行います。

## ◇山形県生涯学習センターの歩み

- ・平成2年：センターが開館し、その後、平成4年に、「山形県生涯学習振興計画」が策定されました。センターでは、実験的・先導的な研修交流事業を積極的に展開するとともに、人材養成、学習情報のデータベース化と学習相談機能の強化を図るなど、生涯学習の普及推進に重点をおいた取組みが行われました。
- ・平成9年：「新山形県生涯学習振興計画」が策定され、講座・情報・調査研究などの事業を体系化して全面的に展開したほか、市町村と連携した学習プログラムの開発に取り組むとともに、インターネットを活用した情報提供の充実を図るなど、地域における生涯学習活動の定着・拡充に重点を置いた事業が展開されました。
- ・平成14年：「第3次生涯学習振興計画」が策定されたこの時期は、地域や市町村において生涯学習活動が定着してきていることを踏まえ、地域における主体的な生涯学習活動への支援と総合的な学習情報の提供に重点を置いて事業を展開するとともに、「山形学」のさらなる推進と地域学ネットワークの構築を推進するなど様々な支援を行ってきました。
- ・平成25年：「第4次生涯学習振興計画」が策定され、県民が身近な所で学習に参画できるよう、市町村における学習機会の充実や地域課題・現代的課題に係る学習機会の充実、多くの県民に生涯学習への関心を持つてもらうための啓発等に重点的に取り組みました。

## 6 社会教育施設による支援

### (1) 山形県青少年教育施設

#### ①山形県青年の家

##### 【現状と課題】

青年の家は、人や社会とのかかわりにつながる様々な交流・体験活動をとおして、自立して主体的に社会に参画する青少年を育成することを目指しています。

具体的には、地域で活躍する青少年ボランティアサークルのネットワークを構築してそれぞれの活動に学び合い、自分たちの活動の質を向上できる機会を提供するなどして、地域青少年ボランティア活動の推進を図っています。さらに、地域コミュニティの活性化を目指す青年等に対して、地域活動のノウハウ等を学ぶ機会や、青年同士が交流し互いに高め合う機会を提供しています。また、ひきこもりなどの特別な事情を有する青年の社会参加や自立に向けた支援や、子育て環境の変化に対応した研修会など、青少年にかかる現代的課題への対応に関する事業を行っています。

また、利用団体の受入や施設管理を担う指定管理者は、学校や関係機関と連携を図りながら、学校教育の支援や次代を担う人づくり等の機会提供に努めています。

今後も青少年に対する学びのプログラムの研究開発に努め、県研修担当と指定管理者が連携して提供することで、人と人とのつながりに学ぶ青少年の拠点施設としての機能をさらに強化していくことが必要です。

##### 【推進の方向性】

○様々な地域活動などに取り組む青少年の活動拠点として施設を充実させ、より質の高い活動ができるように支援していきます。

○青年の地域活動支援、青少年ボランティアの育成・支援、青少年にかかる現代的課題への対応といった3つの中核機能を中心に、研修プログラムの開発・提供を行っていきます。

##### 【具体的取組み】

###### □青年による地域活動の支援

**自立** 青年グループが互いに交流する場や学び合う機会を通して、青年による自立した活動を支援します。

###### □青少年ボランティア活動の推進

**自立** 青少年ボランティアサークルへの支援を継続しつつ、加えて、サークルに所属しない生徒に対して広くボランティアの良さを伝え、ボランティア体験の機会を提供することを通じ、地域青少年ボランティア活動の一層の推進を図ります。

###### □青年の現代的な課題に関する支援

**創造** 人口減少や子育て環境の変化、社会参加・自立に向けての課題等の青年の現代的課題について、学び合いや体験活動の場を設け、解決に向けての支援を行います。

## ②山形県少年自然の家

### 【現状と課題】

県内 4 ヶ所の県少年自然の家は、野外活動などをとおして青少年の健全育成を図る場として、多くの小・中学校や幼稚園・保育所、各種団体・サークル等から利用されています。各施設とも、地域の自然や歴史・文化等の特色を生かした多様な体験プログラムを開発・提供し、社会力や心身ともにたくましく生きる力の育成を支援しています。一方で、児童生徒数の減少等への対応、生涯学習の観点から、幼児から高齢者まで幅広い年齢層への利用者の拡大が課題となっています。

施設利用の意義について一層の周知に努めるとともに、多様化するニーズに対応する魅力ある活動プログラムを開発していくことが求められます。指定管理者制度が導入された施設では、生涯学習としての利用が増加しています。今後も利用者の利便性を図り、幅広い年齢層を対象とした体験活動の拠点施設として少年自然の家の魅力を多くの人に発信していくことが必要です。

### 【推進の方向性】

- 小中学校における体験活動の一層の充実を期して、利用者の利便性に配慮するとともに、地元での体験活動により郷土への愛着を育むため、県内 4 地域に各 1 施設の現行配置を維持していきます。
- 多様化するニーズへの効果的・効率的な対応、利用者サービス等の観点から管理部門及び主催事業の一部に指定管理者制度を導入することで、学校や社会教育関係団体等の受入に伴う利用者への指導・支援を担う県研修担当と相互に協力・連携した施設運営を行っていきます。

### 【具体的取組み】

#### □県と指定管理者が協力・連携した施設運営

**自立** これまで県が培った研修のノウハウと、指定管理者が有する新たなアイディアを融合させた事業展開と活動提供により、幼児から高齢者まで、自ら利用したいと思えるような施策運営に努めます。

#### □魅力ある活動プログラムの開発

**創造** 利用者の満足度の向上と利用者数の増加を目的に、それぞれの施設の特色を生かした活動プログラムを開発し提供します。

#### □利用者增加に向けた情報提供

**自立** 様々な広報媒体の活用、学校や関係機関への訪問等により積極的な広報活動を展開し、学校はもとより P T A や子ども会等の社会教育関係団体の利用促進、さらには一般の方々の利用促進を図っていきます。

#### □学校や関係機関との連携の強化

**協働** 子供たちの自然体験・生活体験の充実を図るため、施設周辺の学校や幼稚園、保育

所のほか、社会教育機関やNPO等との連携強化にも積極的に取り組みます。

## (2) 山形県立博物館

### 【現状と課題】

県立博物館は、植物、動物、地学、考古、歴史、民俗、教育の7部門に関する多くの貴重な資料を収蔵展示し、本県の自然や歴史、文化等の情報センターとしての役割を果たすとともに、生涯学習の拠点施設として様々な交流の場を提供し、県内外の利用者に親しまれてきました。

博物館の役割である資料の収集、整理・保管、調査・研究、展示、教育の活動を一層推進し、博物館の魅力の向上を図っていくとともに、本県の自然、文化等の保全・創造に貢献していく必要があります。

また、施設の老朽化が進んでいること、現在地は史跡としての整備が進められていることから、新たな博物館の在り方について検討を進める必要があります。

### 【推進の方向性】

○展示・企画等を充実させ、県立博物館の魅力向上・機能強化を図っていくとともに、課題となっている老朽化した施設・設備については、計画的な整備を行いながら新たな博物館の在り方について検討を進めます。

### 【具体的取組み】

#### □展示・企画の充実及び情報発信の強化

**自立** 自然や歴史、文化など本県の魅力を県内外に発信し、学びと交流の拡大につなげていきます。このため、常設展示されている国宝土偶「縄文の女神」を最大限活用とともに、本県の資源を活用した魅力ある企画展等を開催します。各分野における学芸員の資質向上や解説員・案内ボランティアの協力により、収蔵品等を生かした企画運営体制の充実を図るとともに、SNS等も活用し、情報発信を強化します。また、児童生徒から一般県民に至るまで、多様な興味・関心に応え得る相談体制と企画の充実に努めます。

#### □教育・普及活動の充実

**創造** 県内の児童生徒が博物館で行うことのできる学習・体験活動の紹介や子供向けのホームページの充実などにより、子供たちに郷土のことを知つてもらうための環境を整備します。また、学校と博物館を結ぶという視点で、教育に活用できる企画展示や体験型展示、プログラム開発を推進します。

#### □高等教育機関及び県内博物館等との連携の強化

**協働** 高等教育機関等との連携を推進し、学芸員や教員の相互派遣、学生の博物館事業への参画などに取り組み、教育研究や博物館事業の活性化を図ります。県内の他の博物館・美術館・資料館等との連携を強化し、ネットワークの中核として、本県の自然や歴史、文化等の情報発信と生涯学習の交流拠点としての役割を果たします。

## □施設整備を含む新しい博物館の在り方を検討

**創造** 施設設備の老朽化の進行を踏まえ、新しい博物館の在り方について、山形県立博物館協議会などを活用しながら、基本理念や対象領域などについて体系的に検討を進めます。

### (3) 山形県立図書館

#### 【現状と課題】

山形県立図書館は、県民の生涯にわたる学習を支援する施設として重要な役割をもっています。幼児から高齢者にいたるあらゆるライフステージにある人々に対し、学習に役立つ資料・情報の提供を行うとともに、学習の機会や場を提供していますが、近年、図書館に求められている機能が高度化・多様化していることから、県民の知的活動を支える中核的な施設として、一層の機能強化を図っていく必要があります。

#### 【推進の方向性】

○「県民のあらゆる活動を支え、地域の課題解決に貢献する知の拠点」という基本理念のもと、その担うべき役割や機能を維持しつつ、県民本位の利用しやすい図書館を目指し、「県民が集い・学ぶ図書館」を実現していきます。

#### 【具体的取組み】

##### □大規模改修の実施

**自立** 「本との新たな出会い」や豊かな「学び」を提供するためには、多様な資料の充実を図るとともに、その資料が開架されていることが大切です。また、幅広い世代の人々に対応したそれぞれの空間づくりも重要であり、それらを可能にするため施設の改修を実施します。

##### □ＩＣＴ活用の充実

**自立** 県民に等しくサービスを提供するという県立図書館の使命を果たすためには、ＩＣＴを活用した資料の提供と県内外の図書館とのネットワーク化が重要です。また、郷土資料等の収集や保存は県立図書館の大切な役割であり、そのデジタル化と公開も進めています。

##### □管理運営の充実

**創造・協働** 幅広い分野の資料の充実を図るとともに、読書に親しむ環境を醸成するための企画展やテーマ別展示を実施します。また、生涯学習の多様なニーズにこたえるための調査相談（レファレンス）能力の向上を図るとともに、市町村図書館（室）との連携を強化しながら、利用者サービスの充実に努めます。

## 「第5次山形県生涯学習振興計画」の数値目標

### 重点① 個人や地域の多様化するニーズを踏まえた学習機会・学習内容の充実

目標指標	関連 指標	現状値	目標値
○家庭教育講座（「やまがた子育ち講座」や企業等での「家庭教育出前講座」）を実施した市町村【生涯学習振興室】	10	33 市町村(H29)	35 全市町村(H32)
○将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合【義務教育課】	14	小6 - 87.2% 中3 - 72.7%(H29)	増加させる(H32)
○県とNPO等との協働事業数【県民文化スポーツ課】	25	154 事業(H28)	170 事業(H32)
○高齢者の生活支援・介護予防を担う地域の拠点の創設数（福祉型小さな拠点）（累計）【健康長寿推進課】	32	32 箇所 (H29)	100 箇所(H32)
○総合型地域スポーツクラブの会員数【スポーツ保健課】	35	20,679 人(H29)	22,200 人(H32)
○公民館等で開催されている各種事業・講座等への参加人 数【生涯学習振興室】	38 39	516,991 人(H28)	547,400 人(H32)
○県障がい者スポーツ大会参加者数（主大会分） 【障がい福祉課】	49	2,988 人(H28)	3,600 人(H32)

### 重点② 地域づくり・絆づくりに係る学習活動の推進

目標指標	関連 指標	現状値	目標値
○地域の行事に参加している児童生徒の割合【義務教育課】	12	小6 - 82.7% 中3 - 57.9%(H29)	小6 - 90% 中3 - 70%(H32)
○若者が主体となった取組みの企画提案数（累計） 【若者活躍・男女共同参画課】	19	36 件(H28)	142 件(H32)
○県民のボランティア活動参加率【県民文化スポーツ課】	24	32.2%(H28)	40.0%(H32)
○地域や社会をよくするために何をすべきかを考える児童 生徒の割合【教育庁総務課】	42	小6 - 44.8% 中3 - 34.5%(H26)	増加させる(H32)

### 重点③ 持続可能な推進体制整備、人材育成機会の提供等による市町村への支援

目標指標	関連 指標	現状値	目標値
○市町村研修等支援事業の申請件数【生涯学習振興室】	38	14 件(H29)	17 件(H32)
○社会教育主事講習受講教員数【生涯学習振興室】	38	10 人(H29)	15 人(H32)
○学校における地域連携担当教員の設置率【生涯学習振興室】	39	73.8%(H29)	増加させる(H32)
○地域学校協働本部のための教育プラットフォームの構築 【生涯学習振興室】	45	6 市町村(H29)	35 全市町村(H32)



## ◇資料編

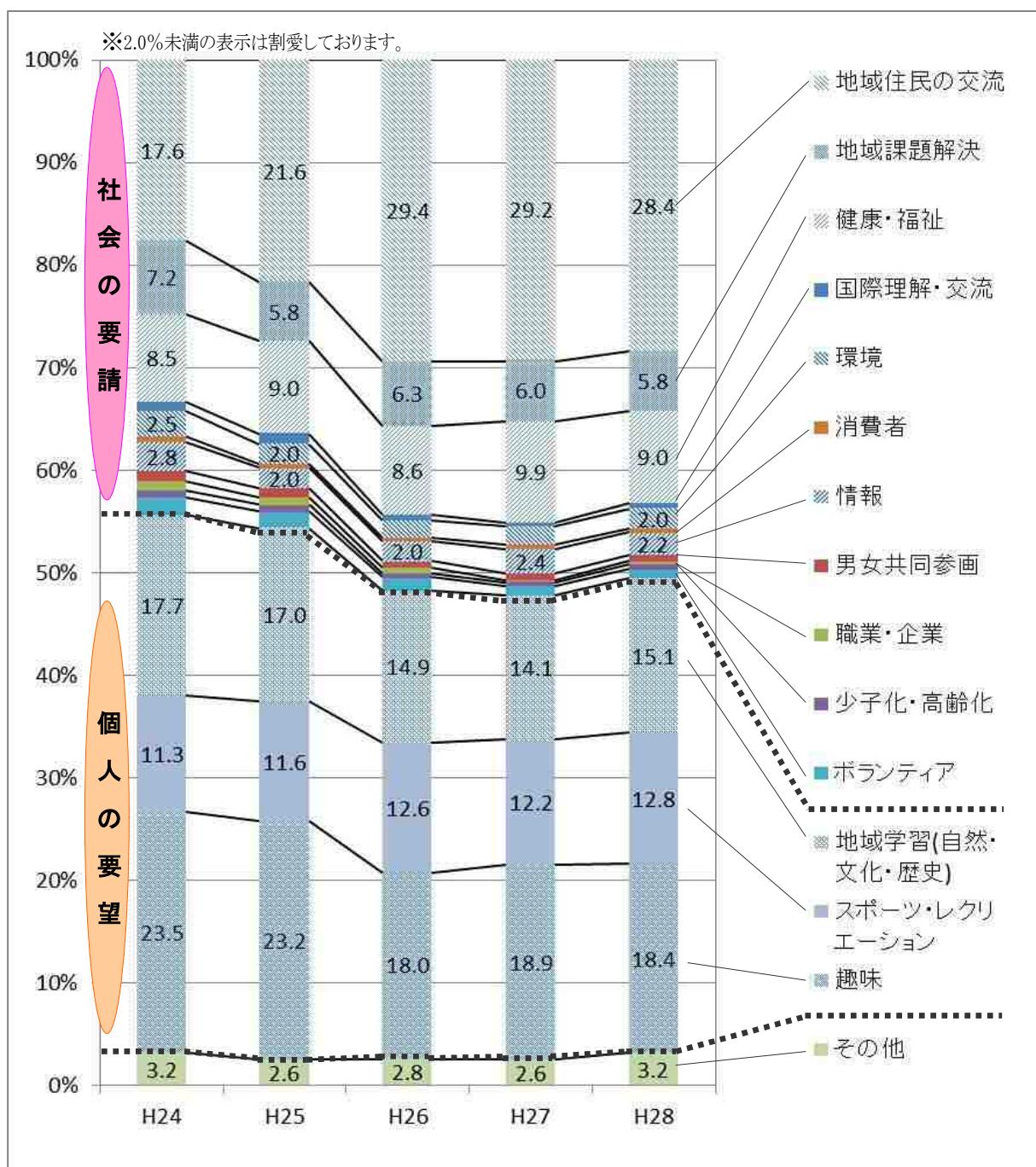
①県内の成人を対象とした学習の状況	··· 59
②県民のボランティア活動への参加状況	··· 60
③県内高校生のボランティア活動状況	··· 62
④山形県の社会関係資本の度合を示す各種指標値	··· 63
⑤県民の地域のつながりについて	··· 64
⑥生涯学習振興政策等年表	··· 65
⑦山形県生涯学習推進委員会設置要綱	··· 67



## ①県内の成人を対象とした学習の状況

「市町村における社会教育等事業調査」によると、以前は『個人の要望』による学びが多かったのですが、最近では、「地域住民の交流」や「地域課題の解決」等『社会の要請』にこたえる学習活動が増加傾向にあり、平成26年度以降、市町村では、成人を対象とした社会教育等事業の半数以上の割合を占めるようになりました。

図表1 成人を対象とした学習事業《学級・講座》の推移（山形県）

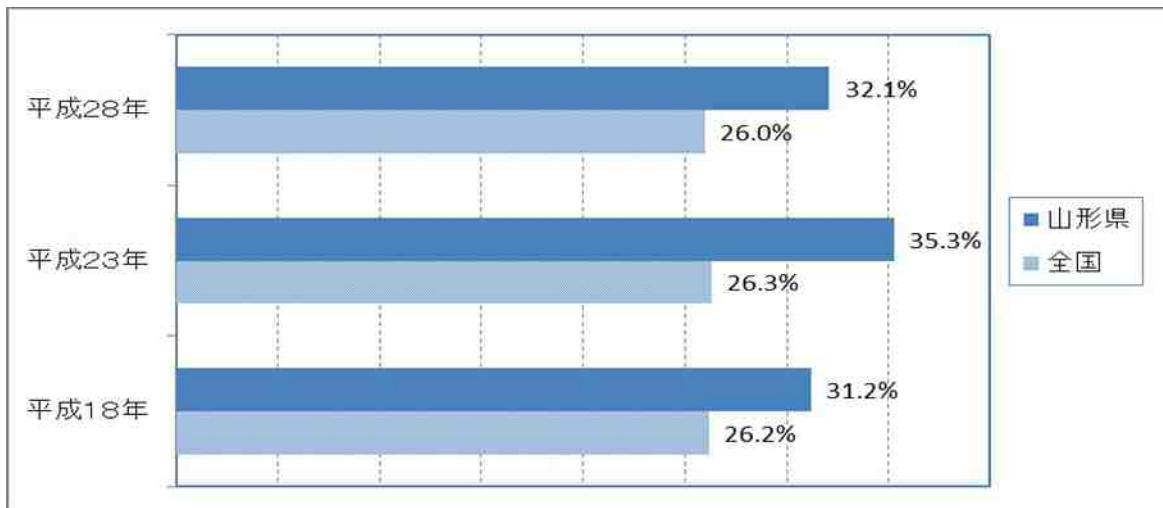


資料【H24～H28 「市町村における社会教育等事業調査」（県生涯学習振興室）】

## ②県民のボランティア活動への参加状況

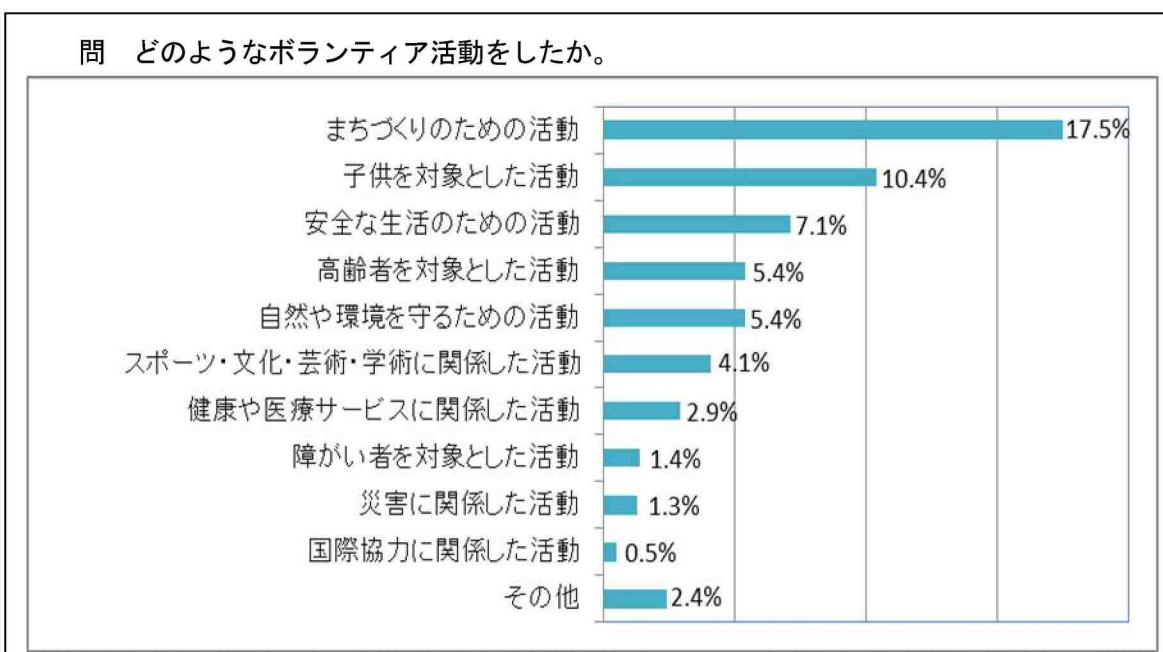
「社会生活基本調査」によると、本県のボランティア活動行動者率は、全国の上位に位置しています。また、「県政アンケート調査」によると、60歳以上のボランティア活動参加への意向について、「積極的に参加したい」「機会があれば参加したい」を合わせると、『参加したい』と回答する方が7割を超え、ボランティア活動が、県民生活に根づいていることが窺えます。

図表2 ボランティア行動者率（山形県）



資料【H28 社会生活基本調査（総務省統計局）】

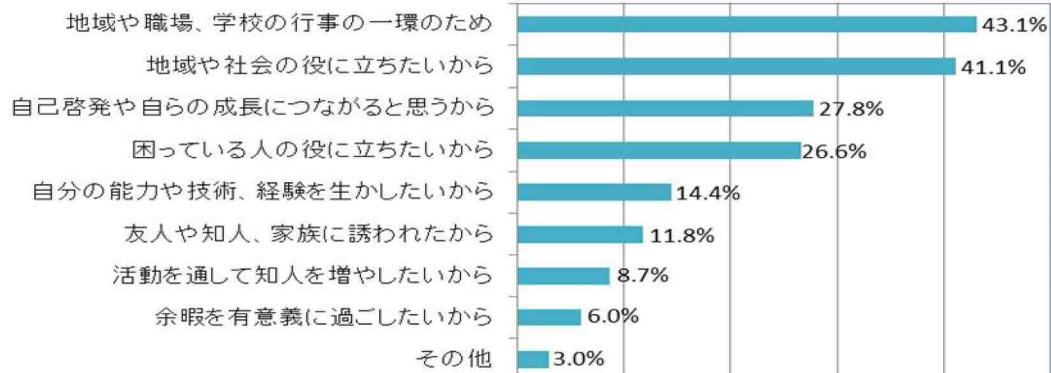
図表3 ボランティア活動の内訳（山形県）



資料【H28 社会生活基本調査（総務省統計局）】

図表4 ボランティア活動に参加する理由（山形県）

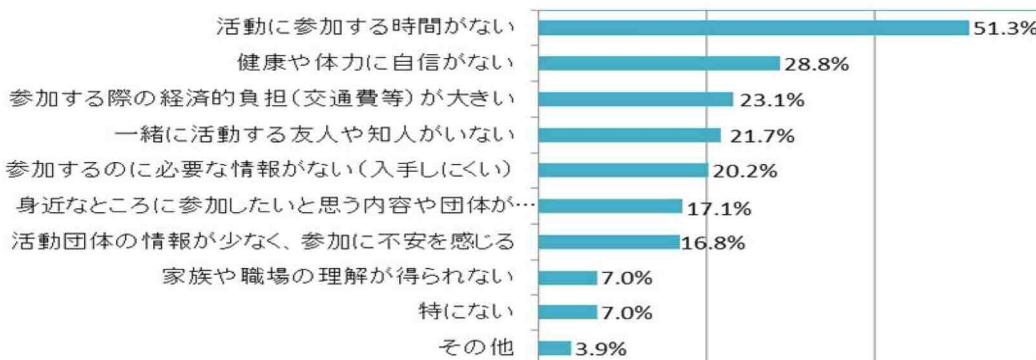
問 あなたがボランティア活動に参加する主な理由は何か。



資料【H28 県政アンケート調査（県企画調整課）】

図表5 ボランティア活動に参加するうえでの課題（山形県）

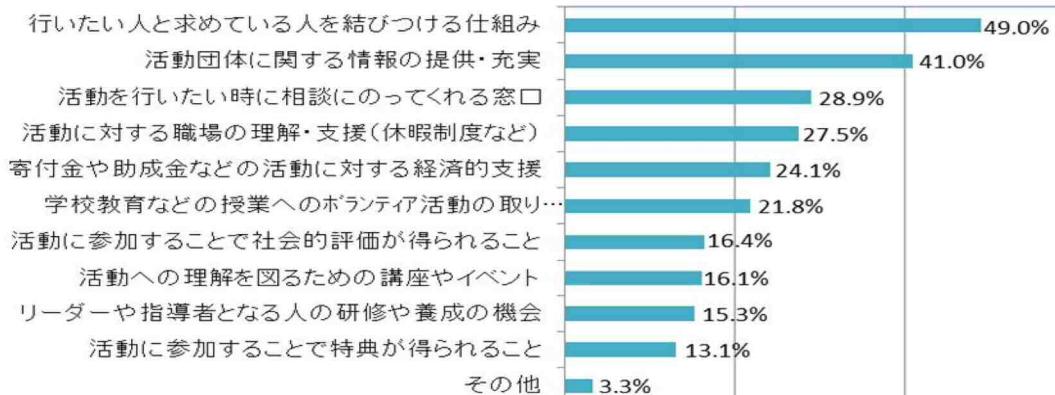
問 あなたがボランティア活動に参加するうえで問題となることは何か。



資料【H28 県政アンケート調査（県企画調整課）】

図表6 ボランティア活動を活性化させるために必要なこと（山形県）

問 ボランティア活動にたくさんの方が参加するようになるためには、何が必要か。



資料【H28 県政アンケート調査（県企画調整課）】

### ③県内高校生のボランティア活動状況

「YYボランティア」の愛称で親しまれている本県の地域青少年ボランティア活動は、全国的にも知られており、中学生・高校生を中心に、自分の住む地域で多様な活動を展開しています。

前述しました、山形県のボランティア活動行動者率が全国の上位に位置しているもの、このような学生時代のボランティア活動の経験が、生涯にわたって活動を継続していく素地になっているものと思われます。

図表7 高校在学中のボランティア活動経験者率《生活全般…学校の内外を問わず》(山形県)



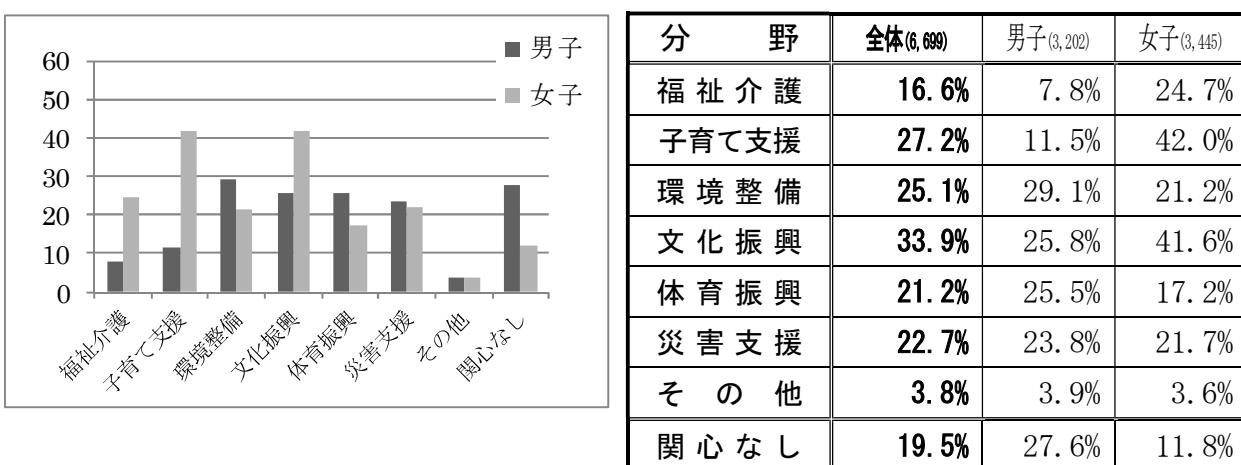
※( )内は有効回答者数、性別無回答 52 名

図表8 高校在学中のボランティア活動経験者率《学校の活動以外》(山形県)



※( )内は有効回答者数、性別無回答 52 名

図表9 高校生が関心をもつボランティア活動分野(山形県)



※( )内は有効回答者数、性別無回答 52 名

資料【H29 山形県公立高校生のボランティア活動実態調査（山形県青年の家）】

#### ④山形県の社会関係資本の度合を示す各種指標値

「かかわり」や「つながり」とは、「社会関係資本」のことであり、それは「信頼関係」や「絆」あるいは「ネットワーク」といった言葉で言い表される、人間関係が生み出す力のことです。

全国には、このような「かかわり」や「つながり」を再構築していかなければならない地域があるのに対して、本県は、「かかわり」や「つながり」の度合いが比較的高い、ということが特長としてあげられるといえます。

図表 10 社会関係資本の度合を示す各種指標（山形県）

項目名	単位	年次	山形県		全国の指標値
			指標値	順位	
○家庭でのかかわりの強さを示す指標					
三世代同居率	%	2015	17.8	1	5.7
一般世帯の平均人員	人	2015	2.78	1	2.33
核家族世帯の割合（対一般世帯数）	%	2015	49.84	46	55.79
単独世帯の割合（対一般世帯数）	%	2015	25.49	47	34.53
○家庭生活の安定度を示す指標					
離婚率（人口 1,000 人当たり）	人	2015	1.34	47	1.78
○地域とのつながりの強さを示す指標					
・持ち家率の高さは、長年その地域に往み、近隣の人々とのつきあいが密である確率が高いことを示している					
持ち家比率（対居住世帯あり住宅数）	%	2013	76.7	3	61.7
公民館数（人口 100 万人当たり）	館	2011	451.3	3	114.9

資料【統計でみる都道府県のすがた 2017 山形県の全国トップ5（県統計企画課）】

## ⑤県民の地域のつながりについて

前述のとおり、本県は、「かかわり」や「つながり」の度合いが比較的高い、ということが特長としてあげられます。しかし、「県政アンケート調査」によると、地域の活動を更に活発にしていくためには、「活動に関する情報の提供」や「世代を超えた交流」等が必要であると思っている県民が多いということが窺えます。

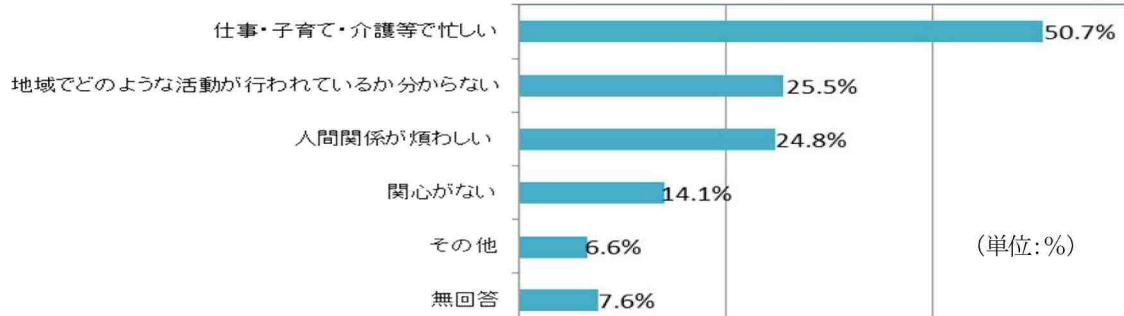
図表 11 住民同士の助け合いや支え合いの活動について（山形県）

問 あなたのお住まいの地域では、住民同士の助け合いや支え合い等の活動が行われていますか。（○は1つ）  
(全体:2,622)



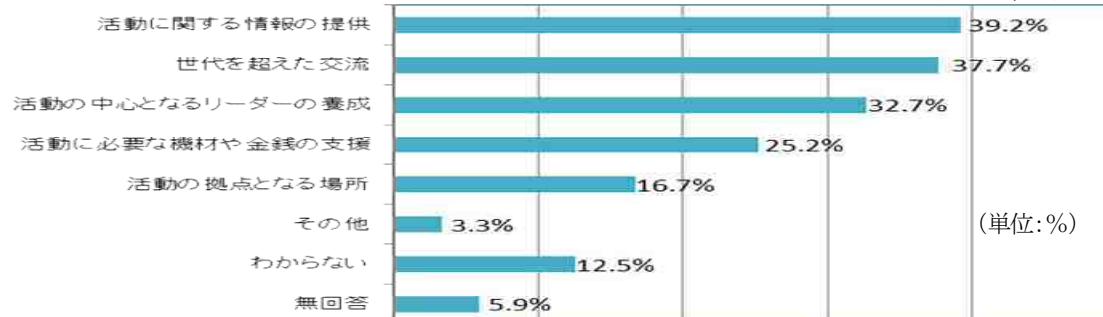
図表 12 地域の活動に参加する上での課題について（山形県）

問 地域活動に参加する上で課題になっているものは何ですか。（○はいくつでも）  
(全体:2,622)



図表 13 地域の活動を活発にするために必要なことについて（山形県）

問 地域の活動を活発にするためにはどのようなことが必要だと思いますか。（○はいくつでも）  
(全体:2,622)



資料【H29 県政アンケート調査（県企画調整課）】

## ⑥生涯学習振興政策等年表

西暦	元号	国内外	山形県
1946	S.21	憲法	
1947	S.22	教育基本法	
1948	S.23	社会教育法	
1951	S.26	社会教育法改正（「社会教育主事設置」）	
1959	S.34	社会教育法改正（「社会教育主事必置」）	
1965	S.40	ユネスコ「生涯教育」の理念を提唱	
1971	S.46	社会教育審議会答申（社会教育に生涯教育の概念を付加）	
1972	S.47	ユネスコ「Learning to be(未来の学習)」発表・生涯教育推進を勧告	
1978	S.53		（財）生涯教育推進基金設立
1981	S.56	中央教育審議会答申「生涯教育について」	
1982	S.57		県生涯教育基本構想答申
1985	S.60	臨時教育審議会答申（1～4次）	県生涯教育センター基本構想答申
↓		・生涯学習体系への移行	
1987	S.62	・「生涯教育」を「生涯学習」概念に変更	
1988	S.63	文部省生涯学習局発足	
1990	H. 2	中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律	生涯学習センター（遊学館）開館 公民館連絡協議会再結成
1991	H. 3	中央教育審議会答申 (生涯学習の成果の評価に関する実態と考え方)	
1992	H. 4	生涯学習審議会答申 (生涯学習社会を築くための施策、振興方策の答申の中で、現代的課題について言及、「いつでも、どこでも、誰でも」の言葉で生涯学習を説明)	第1次生涯学習振興計画策定 (「いつでも、どこでも、だれでも」学習を行える学習社会の構築)
1995	H. 7		教育センター社会教育部廃止
1996	H. 8	ユネスコ報告「学習：秘められた宝」 (知ることを学ぶ、為すことを学ぶ、共に生きることを学ぶ、人間として生きることを学ぶ、生涯学習審議会答申、各施設の充実方策を提言)	社会教育委員連絡協議会結成
1997	H. 9	生涯学習審議会概要 (学習の成果を生かすことの意義、問題点と必要な支援方策を提言)	第2次生涯学習振興計画策定 (学習環境の総合的な整備)
1999	H.11	生涯学習審議会答申（学習の成果を生かすための方策）	
2000	H.12	生涯学習審議会答申（情報化に関する様々な施策を提言）	
2001	H.13	文部科学省発足 生涯学習政策局設置	第13回全国生涯学習フェスティバル (まなびピア)を本県で開催
2002	H.14	学校完全週5日制導入 中央教育審議会答申（生涯各期における教養教育）	第3次生涯学習振興計画策定 (県民主体の学習推進)
2003	H.15	中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」	生涯学習センターへの社会教育主事派遣終了
2004	H.16	中央教育審議会報告「今後の生涯学習の振興方策」 (個人の需要と社会の要請のバランス)	第5次山形県教育振興計画策定
2006	H.18	教育基本法改正 (3条「生涯学習の理念」、第10条「家庭教育」、第13条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」)	担当課が知事部局から、教育庁の「教育やまがた振興課」へ
2007	H.19		市町村への社会教育主事派遣終了

西暦	元号	国内外	山形県
2008	H.20	中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習振興方策」 自立した個人の育成や自立したコミュニティの形成 (国民一人一人の生涯を通じた学習の支援、社会全体の教育力の向上)  社会教育法改正 (生涯学習の振興に寄与、家庭・学校・地域の連携協力、学習成果の活用促進)	
2009	H.21	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法)改正 (社会教育行政の所管範囲の弾力化ースポーツと文化関係の所管が首長部局へ移管可—2010施行)	
2010	H.22		「生涯学習振興課」に担当課名変更 県公民館連絡協議会と県社会教育委員連絡協議会が統合し、県社会教育連絡協議会発足
2011	H.23	スポーツ振興法廃止、スポーツ基本法制定	
2012	H.24	中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 (個人の自立、絆づくり・地域づくり、社会教育行政の再構築) 中央教育審議会教育振興基本計画部会(審議経過報告) (絆づくりと活力あるコミュニティの形成、自立・協働・創造モデルとしての生涯学習社会を実現)	
2013	H.25	第2期教育振興基本計画 (「自立・協働・創造」の3つの理念、基本的方向性の1つに「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」、少子・高齢化等の様々な課題に対応する生涯学習社会の構築)	第4次生涯学習振興計画策定 (一人ひとりの個性が奏でる輝く山形の未来を拓く生涯学習)～自立、協働、創造～  「文化財・生涯学習課 生涯学習振興室」に担当課名変更  県生涯学習推進委員会立ち上げ
2015	H.27	中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」 (「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を初めとする3つの答申)	第6次山形県教育振興計画策定
2016	H.28	「次世代の学校・地域」創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～ (一億総活躍社会の実現と地方創生の推進に向け、学校と地域が相互にかかわり合い、学校を核として地域社会を活性化させていくことをめざす。次代の郷土をつくる人材の育成、学校を核としたまちづくり、地域で家庭を支援し子育てできる環境づくり、学び合いを通じた社会的包摂という方向を目指して取組みを進める。)	
2017	H.29	社会教育法一部改正 (「地域学校協働活動」を全国的に推進するための連携協力体制の整備や、「地域学校協働活動推進員」に関する規定を盛り込む。)  第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について (全ての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する学習を通して、「学び」と「活動」の循環を形成することに資する生涯学習を推進)	
2018	H.30	文部科学省組織再編 総合教育政策局設置(予定)	第5次生涯学習振興計画策定 (一人ひとりの個性が奏でる輝く山形の未来を拓く生涯学習)～自立、協働、創造～

## ⑦山形県生涯学習推進委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 生涯学習に関する施策の総合的な企画及び調整を行うとともに、その推進を図るため、山形県生涯学習推進委員会（以下委員会という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 生涯学習に関する施策の総合的推進に関すること。
- (2) 生涯学習に関する施策の総合調整に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、教育長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育次長をもって充てる。
- 4 委員は、各部局関係各課長及び山形県生涯学習センター学習振興部長の職にあるものをもって充てる。

### (職務)

第4条 委員長は、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、委員長の命を受け、所掌事務をつかさどる。

### (会議)

第5条 委員の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、第3条第1項に規定するもの以外のものの出席を求めることができる。

### (事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、事務局を教育庁文化財・生涯学習課に置く。

- 2 事務局長は、文化財・生涯学習課長をもって充てる。

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年5月7日から施行する。



「一人ひとりの個性が奏であり 輝く山形の未来を拓く生涯学習」  
～ 自立・協働・創造 ～

第5次山形県生涯学習振興計画  
平成30年3月

山形県教育庁 文化財・生涯学習課 生涯学習振興室  
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

